

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税・森林環境税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

墨田区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

基本情報
(別添1) 事務の内容
特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
その他のリスク対策
開示請求、問合せ
評価実施手続
(別添3) 変更箇所

基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

事務の名称	地方税・森林環境税に関する事務
事務の内容	1 個人住民税・森林環境税の賦課業務 【概要】 ・地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、国税庁・住民から提出された申告や、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書を基に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、税情報から課税・非課税証明書を発行する。 【処理の流れ】 ・国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。 ・eLTAXにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。 ・で取得した申告情報の入力を行う。一部の単純・反復的な内容については、RPAツールにより入力させる。 ・で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税資料の画像を随時閲覧できるようにする。 当初課税時においては大量の給与支払報告書等が届くため、課税原票管理システムで登録後にOCR処理し、データ化させる。 ・で取得した給与支払報告書等のデータを住民税システムに取込を行う。 賦課に必要な情報(生活保護・障害等)を照会し取得する。 (対象者が区内在住の場合は団体内統合宛名システム経由、区外在住の場合は中間サーバー経由) 団体内統合宛名システム経由で住基情報を取得する。住民登録がなく、個人番号が特定できない者は、本人、勤務先又は住民基本台帳ネットワークシステムに照会し、所在地及び個人番号を特定する。 eLTAXにて送信する回送資料データや税額通知データ等をeLTAX各種システムに格納する。 他自治体の資料については当該自治体へ回送する。 課税決定者への納税通知、給与支払者・年金保険者への税額通知等を通知する。 作成された賦課情報を団体内統合宛名システム経由で中間サーバーへ提供する。 作成された賦課情報を団体内統合宛名システム経由で庁内各業務システムへ移転する。 賦課情報に基づき、申請に応じて課税・非課税証明書を発行する。 減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて、団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報等を取得する。 2 軽自動車税賦課関連業務 【概要】 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。 【処理の流れ】 ・住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書等の提出(四輪等の申告は電子申告(地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可))を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市区町村提供システム経由で軽自動車検査情報を取得する。 ・住民等から軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。 ・他自治体の申告書等については、当該自治体へ回送する。 ・上記の手続きにより把握した4月1日現在の所有者等(納税義務者)に対し、賦課情報を作成する。 ・納税義務者に税額を通知する。墨田区に住民登録がなく住所が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 ・減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて、団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報等を取得する。

	3 収納関連業務 【概要】 地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき賦課された個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納情報を管理する。 【処理の流れ】 住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 指定金融機関、収納代行業者、eLTAX等から住民等が納付、納入した情報を取得する。また納付書発行データ等を共通納税システムを経由して送付する。 過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。また、住民より公的給付支給等口座登録簿関係資料に登録された公金受取口座での還付金受取の意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得し、処理する。 納期限までに完納とならない場合は、地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき住民等に督促状を送付する。 収納情報に基づき、申請に応じて各税目の納税証明書を発行する。 軽自動車税納付確認システムを経由して納付情報の登録・照会を行う。 4 滞納整理関連業務 【概要】 地方税法、国税徴収法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、個人住民税・森林環境税及び軽自動車税等の滞納情報を管理する。 【処理の流れ】 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課・収納情報等を各システムから取得する。 滞納者に納税催告書等を送付する。墨田区に住民登録がない者については、住民票関連情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 納税交渉により分割納付又は徴収猶予となった場合、その情報を記録する。 地方税法、国税徴収法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、実態調査又は財産調査を行った場合、その情報を記録する。
対象人数	[30万人以上] < 選択肢 > 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
システムの名称	住民税システム
システムの機能	1 個人住民税・森林環境税の賦課事務に関する処理を行う。 ・当初課税処理：年度当初の賦課決定 ・例月課税処理：年度当初の賦課決定後の課税処理 ・確定申告受付処理：年度当初の区申告書等のデータ作成 ・課税照会処理：個人、事業所の課税内容照会 ・一括異動処理：収納、所得情報の決裁処理 ・一括発行処理：納税通知書・納付書等の発行、調定表等の帳票作成 ・データ取込処理：電子データ化された確定申告書、給与支払報告書等の取込 ・年金特徴処理：年金特徴（公的年金からの特別徴収）の判定、税額通知データ等の作成 ・税照会証明処理：課税・非課税証明書の発行 2 軽自動車税の賦課事務に関する処理を行う。 ・車両情報等の登録及び抹消並びに照会 ・納税義務者に対する賦課 3 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納事務に関する処理を行う。 ・各税目において賦課した税額の収納管理 ・過誤納金又は未納金が発生した場合の還付及び充当若しくは督促状の発行 ・収納情報に基づく、納税証明書の発行
他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 ([○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

システム2～5

システム2

システムの名称	課税原票管理システム	
システムの機能	1 課税資料や電子申告データをデジタルイメージ化し、基幹税務システムと連動させることにより、課税事務の効率化や問合せに対する迅速化を図る。 ・課税資料、電子申告データの画像データ化 ・画像データの管理、検索、出力 ・基幹税務システムとの連携 ・他市回送する課税資料の一括印刷 2 給与所得者異動届出書等に記載された文字をOCR機能によりデータ化し、別途のシステム(RPAツール)で自動入力をさせることで業務の効率化を図る。 ・OCR処理による給与所得者異動届出書等のデータ化 ・不読判定としたデータの修正 ・OCR処理結果等のファイル出力 ・宛名番号一括登録機能 3 紙媒体の給与支払報告書に記載された文字をAI-OCR機能によりデータ化させることで、給与支払報告書のデータ作成を内製化させる。 ・OCR処理による紙媒体の給与支払報告書のデータ化機能 ・OCR処理後のエラー修正 ・OCR処理結果等のファイル出力 ・AIエンジンのアップグレード	
他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 (	[○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム)

システム3

システムの名称	地方税ポータルシステム (eLTAX(エルタックス))								
システムの機能	地方税に関する手順のうち、電子申告が可能なものについて以下の機能別に処理する。 ○ 審査システム ・利用届出データの審査、管理 ・電子申告データ(給与支払報告書、年金支払報告書等)の審査、管理 ・住登外課税データの送受信 ・特別徴収税額通知データの送信 ・年金特別徴収に関する各通知データの送受信 ・共通納税システム ○ データ連携システム - 基幹税務システムとのデータ連携 - 基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込する。 ・共通納税インターフェースシステム(共通納税IFS)、軽OSS連携システム ○ 国税連携システム ・国税連携データ(所得税確定申告書、法定調書、扶養は正情報等)の送受信、検索、出力 ・団体間回送(他自治体へ電子データを回送)								
他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[○] その他 (媒体での連携のため、他システムとの接続はしていない。)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[○] その他 (媒体での連携のため、他システムとの接続はしていない。)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[○] その他 (媒体での連携のため、他システムとの接続はしていない。)									

システム4	
システムの名称	滞納管理システム
システムの機能	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の滞納整理事務に関する処理を行う。 ・各税目において滞納となった未納税額の滞納管理 ・滞納者に対する各種通知書等の発行
他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
システムの名称	団体内統合宛名システム
システムの機能	・評価実施機関における住民(住民登録外者含む)の宛名項目(氏名・性別・生年月日・住所・個人番号等)の管理 ・各システムの宛名番号から団体内統合宛名番号を管理 ・符号付番の際、符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信 ・中間サーバーとのデータ連携
他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (中間サーバー、各業務システム)

システム6～10		
システム6		
システムの名称	中間サーバー	
システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。 ○符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 ○情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 ○情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能を含む ○情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 ○既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のために情報等について連携するための機能 ○情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 ○情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 ○データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 ○セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能 ○職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 ○システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能	
他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()	
システム7		
システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
システムの機能	本人情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。	
他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (媒体での連携のため、他システムとの接続はしていない。)	

システム8	
システムの名称	RPAツール
システムの機能	システムで作成したシナリオにより、個人住民税・森林環境税の賦課業務、 軽自動車税賦課関連業務、 収納関連業務の内、 単純・反復的な入力をパソコンに代替させることで、業務改善の実現を図る。
他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
1 住民税賦課情報ファイル 2 軽自動車税賦課情報ファイル 3 収納管理情報ファイル 4 滞納整理情報ファイル	

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
事務実施上の必要性	1 住民税賦課情報ファイル 住民税・森林環境税の賦課決定において、住民の税情報を正確に把握する必要がある。 2 軽自動車税賦課情報ファイル 軽自動車税の賦課決定において、納税義務者の車両情報等を正確に把握する必要がある。 3 収納管理情報ファイル 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の徴収及び滞納処分にあたり、納税義務者の収納状況を正確に把握する必要がある。 4 滞納整理情報ファイル 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の滞納処分にあたり、納税義務者の滞納状況及び各種調査結果等を正確に把握する必要がある。
実現が期待されるメリット	・正確な税情報を把握することにより、賦課が正しく行われ、公平・公正な課税につながる。 ・正確な収納状況を把握することにより、徴収及び滞納処分が正しく行われ、公平・公正な税負担につながる。 ・障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報等の活用により、減免申請等に必要であった添付書類の削減が図られることから、納税者の利便性の向上及び事務の効率化につながる。
5. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項及び別表第2の1の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄 (情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項
7. 評価実施機関における担当部署	
部署	区民部税務課
所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	
なし	

(別添1) 事務の内容

別紙1のとおり

(備考)

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1 住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[システム用ファイル] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者
その必要性	住民税・森林環境税の適正な賦課を行うために特定個人情報が必要となる。
記録される項目	[100項目以上] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	・識別情報 [○] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	・識別情報:対象者を正確に特定するために記録 ・連絡先等情報:対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録 ・国税関係情報:対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税・森林環境税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報:算出した住民税額・森林環境税額に基づき、納税通知書・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・障害者福祉関係情報:障害者福祉関連の給付情報に基づき、非課税判定、減免額及び控除額の算出を行うために記録 ・生活保護関係情報:生活保護関連の給付情報に基づき、非課税判定、減免額及び控除額の算出を行うために記録 ・年金関係情報:対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税・森林環境税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録 ・介護・高齢者福祉関係情報:対象者の介護保険に係る被保険者情報に基づき、年金特徴対象者判定を行うために記録
全ての記録項目	別添2を参照。
保有開始日	平成27年10月
事務担当部署	区民部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用			
入手元		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署（障害者福祉課、生活福祉課、介護保険課） ☐ 行政機関・独立行政法人等（ ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人（情報提供ネットワークシステム又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用する機関等） ☐ 民間事業者（年金保険者、給与支払者） ☐ その他（	
入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他（住民基本台帳ネットワークシステム）	
入手の時期・頻度		○ 当初賦課時（1月～4月）に入手 ・ 申告情報（確定申告書等）：1月～4月にかけて複数回入手 ・ 生活保護関係情報：1月に入手 ・ 1月1日現在住民データ：1月に入手 ・ 年金特別徴収対象者情報、介護・高齢者福祉関係情報：5月に入手 ○ 個別的に対応する事務に際して入手 ・ 当初賦課以降の新規賦課、税額更正に関する申告情報：随時入手 ・ 年金特別徴収通知ファイル：毎月入手 ・ 本人確認情報、障害者福祉関係情報及び生活保護関係情報：減免の都度、随時入手	
入手に係る妥当性		申告情報については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、国税庁・年金保険者・給与支払者・住民からの情報提供を受けている。住民基本台帳法（以下、「住基法」という。）第7条に規定する事項、障害者福祉関係情報、生活保護関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報については、本人情報確認の事務効率化のため、団体内統合宛名システム、情報提供ネットワークシステム等を利用して入手する。なお、区外在住者等の本人確認情報の入手は、住民基本台帳ネットワークシステムにより行う。	
本人への明示		住民税・森林環境税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法の別表第24項に規定されている。	
使用目的		各種申告書の受付、本人確認、正確な住民税・森林環境税額の算出・通知	
変更の妥当性			
使用の主体	使用部署	区民部税務課	
	使用者数	50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

使用方法		1 各種申告書の受付に関する事務 ・住民基本台帳から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報等を把握する。 ・国税庁、年金保険者、給与支払者、住民から申告情報を取得する。 ・申告情報の他に、賦課に必要な情報(生活保護、障害等)を照会し取得する。 2 住民税・森林環境税の賦課決定に関する事務 ・上記1で取得した各種情報に基づき、住民等に対する住民税・森林環境税賦課額を決定する。 ・決定した住民税・森林環境税賦課情報を外部委託業者へ提供し、税額通知関係書類の印刷、封入封緘を委託する。(大量に処理する当初課税時のみ外部委託し、当初課税時以外は職員が行う。) ・課税決定者(普通徴収対象者)、年金保険者・給与支払者(特別徴収対象者)へ税額を通知する。納税通知等が宛先不明等により返戻された場合は、住民基本台帳ネットワークに照会し、再送付する。 3 更正、異動に関する事務 ・更正の必要が生じた場合には地方税等関係情報の税額を更正する。 ・特別徴収義務者から異動の届出があった場合には徴収方法の変更を行う。 4 税証明の発行に関する事務 ・住民税・森林環境税賦課情報に基づき、申請に応じて課税・非課税証明書を発行する。
	情報の突合	情報の突合:住基法第7条に規定する事項、各種申告情報、障害者福祉関係情報、生活保護関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報を突合し、課税・非課税及び税額を決定する。(上記1、2、3)
	情報の統計分析	課税状況の分析のため、「市町村税課税状況等の調」に供する集計等の各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定	所得額、各種控除額に基づき、住民税・森林環境税額を決定・更正する。
使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無	☐ 委託する ☐ 委託しない (2) 件	
委託事項1	住民税システムの運用管理	
委託内容	・住民税システムの運用・保守業務 ・法制度改正に伴う税務システムの改修作業 ・特別区民税・都民税申告書、納税通知書等各種帳票の印字及び封入・封緘	
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲	納税義務者及び被扶養者並びにその他課税調査対象者	
その妥当性	システムの運用・保守及び法制度改正に伴うシステム改修等を行った場合、システム本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。	
委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
委託先名の確認方法	全項目評価書の公表による。	
委託先名	株式会社 ジーシーシー	
再委託	再委託の有無	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	

委託事項3		eLTAXの運用管理
委託内容		eLTAXの運用管理及びデータ保管に関する委託
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲	公的年金等受給者、所得税確定申告者、eLTAX利用事業所の申告者
	その妥当性	地方税共同機構から伝送される範囲となる。
委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
委託先名の確認方法		全項目評価書の公表による。
委託先名		株式会社TKC
再委託	再委託の有無	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (63) 件 [☐] 移転を行っている (67) 件 [☐] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1の項
提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ([☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙)
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2の項
提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先3	健康保険組合
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 3の項
提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先4	厚生労働大臣	
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 5の項	
提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務	
提供する情報	個人住民税関係情報	
提供する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
提供する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税の課税対象者	
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先5	全国健康保険協会	
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 7の項	
提供先における用途	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務	
提供する情報	個人住民税関係情報	
提供する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
提供する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税の課税対象者	
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
時期・頻度	照会を受けた都度	

提供先6～10	
提供先6	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11の項
提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先7	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13の項
提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先8	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 15の項
提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先9	都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 20の項
提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先10	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 28の項
提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先11～15	
提供先11	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 39の項
提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先12	都道府県知事等
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項
提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先13	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項
提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収および森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税の賦課徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先14	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 49の項
提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先16～20	
提供先16	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53の項
提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先17	日本私立学校振興・共済事業団
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 57の項
提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先18	厚生労働大臣又は共済組合等	
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 58の項	
提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務	
提供する情報	個人住民税関係情報	
提供する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税の課税対象者	
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 59の項	
提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務	
提供する情報	個人住民税関係情報	
提供する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税の課税対象者	
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	照会を受けた都度	

提供先20	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会(提供先21以降は別紙2に掲載)
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 63の項
提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	照会を受けた都度
移転先1	福祉保健部障害者福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先2～5	
移転先2	福祉保健部生活福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先3	区民部国保年金課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先4	子ども・子育て支援部子育て支援課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先5	子ども・子育て支援部子育て支援課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先6～10	
移転先6	福祉保健部障害者福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先7	
子ども・子育て支援部子育て支援課	
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先8	区民部国保年金課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先9	福祉保健部生活福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先10	福祉保健部介護保険課	
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	
移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	
移転する情報	個人住民税関係情報	
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者	
移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時	
移転先11～15		
移転先11	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課	
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	
移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	
移転する情報	個人住民税関係情報	
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者	
移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時	

移転先12	子ども・子育て支援部子ども施設課、子育て支援総合センター
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 墨田区特別保育の利用に関する条例による休日保育、年末保育、一時保育及び緊急一時保育の利用に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先13	福祉保健部介護保険課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	生計困難者等に対する介護保険サービスの利用料の減額に関する事務 高齢者軽度生活援助サービス事業に関する事務 介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先16～20	
移転先16	子ども・子育て支援部子育て支援課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先17	子ども・子育て支援部子育て支援課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先20		子ども・子育て支援部子育て支援総合センター（移転先21以降は別紙3に掲載）		
法令上の根拠		番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
移転先における用途		墨田区緊急一時保育実施要綱による緊急一時保育の実施に関する事務		
移転する情報		個人住民税関係情報		
移転する情報の対象となる本人の数		[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
移転する情報の対象となる本人の範囲		個人住民税の課税対象者		
移転方法		[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他（ ） [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [☐] 紙		
時期・頻度		申請時		
6. 特定個人情報の保管・消去				
保管場所		< 墨田区における措置 > ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 < ガバメントクラウドにおける措置 > ・サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。		
保管期間	期間	[6年以上10年未満] < 選択肢 > 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない		
	その妥当性	地方税法に基づき、墨田区における保存年限を7年としているため。		

消去方法	< 墨田区における措置 > ・保存年限を経過した申告書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により消去する。 < ガバメントクラウドにおける措置 > 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2 軽自動車税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[システム用ファイル] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	墨田区に主たる定置場のある軽自動車等の所有者
その必要性	軽自動車税の適正な賦課を行うにあたり、特定個人情報を保有する必要がある
記録される項目	[100項目以上] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	○ 識別情報: 対象者を正確に特定するために記録 ○ 連絡先等情報: 賦課に際し課税要件を確認するため、税額の通知に際し送付先確認のため、本人への連絡等のために記録 ○ 業務関係情報 ・地方税関係情報: 税額通知、証明書発行等の帳票印刷を行うために記録 ・障害者福祉関係情報: 軽自動車税の減免を行うために記録 ・生活保護関係情報: 軽自動車税の減免を行うために記録
全ての記録項目	別添2を参照。
保有開始日	平成27年10月
事務担当部署	区民部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用			
入手元		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署（生活福祉課、障害者福祉課） ☐ 行政機関・独立行政法人等（情報提供ネットワークシステム又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用する機関） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人（情報提供ネットワークシステム又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用する機関） ☐ 民間事業者（企業） ☐ その他（ ）	
入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他（住民基本台帳ネットワークシステム）	
入手の時期・頻度		○ 定期的に入手する情報 ・住民基本台帳更新の都度、随時入手 ・軽自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）情報：毎月2回入手 ○ 個別的な対応に際し入手する情報 ・本人確認情報、障害者福祉関係情報及び生活保護関係情報：減免の都度、随時入手	
入手に係る妥当性		・申告書情報については、納税義務者が住民等であるため、住民等の申告から入手する。 ・住基法第7条に規定する事項、障害者福祉関係情報及び生活保護関係情報については、本人情報確認等の事務効率化のため、庁内連携システム又は情報提供ネットワークシステム等を利用して入手する。なお、他自治体等からの本人確認情報の入手は、住民基本台帳ネットワークシステムにより行う。	
本人への明示		・軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第463条の19及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項に規定されている。	
使用目的		各種申告書の受付、軽自動車税額の算出・通知	
変更の妥当性			
使用の主体	使用部署	区民部税務課、各出張所	
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
使用方法		1 各種申告書等の受付に関する事務 ・各種申告書から住民等の車両情報等を取得する。必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムに照会をする。 2 軽自動車税の賦課、通知に関する事務 ・賦課期日時点の申告情報から賦課情報を作成する。 ・納税通知書の印刷委託事業者に賦課情報を提供する。 3 更正に関する事務 ・必要に応じて税額更正等を行う。	
情報の突合		・申告情報と住基法第7条に規定する事項を突合して、税額の通知に必要な情報を作成する。 ・申告情報と障害者福祉関係情報・生活保護関係情報を突合して、減免者を確認する。	
情報の統計分析		車両台数の集計及び調定税額の集計等は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。	
権利利益に影響を与え得る決定		車両の所有状況や障害者福祉関係情報・生活保護関係情報に基づき、軽自動車税額を決定・更正する。	
使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無	☐ 委託する ☐ 委託しない (1) 件	
委託事項1	軽自動車税システムの運用管理	
委託内容	・軽自動車税システムの運用・保守業務 ・法制度改正に伴う軽自動車税システムの改修作業 ・軽自動車税納税通知書等各種帳票の印字及び封入・封緘	
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満	
対象となる本人の範囲	墨田区に主たる定置場のある軽自動車等の所有者	
その妥当性	システムの運用、保守及び法制度改正に伴うシステム改修等を行った場合、システム本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。	
委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満	
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
委託先名の確認方法	全項目評価書の公表による。	
委託先名	株式会社 ジーシーシー	
再委託	再委託の有無	☐ 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	

6. 特定個人情報の保管・消去													
保管場所	< 墨田区における措置 > ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 < ガバメントクラウドにおける措置 > サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。												
	保管期間 期間	< 選択肢 > <table> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td></tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
	その妥当性	地方税法に基づき、墨田区における保存年限を7年としているため。											
消去方法		< 墨田区における措置 > ・保存年限を経過した申告書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 < ガバメントクラウドにおける措置 > 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。											
7. 備考													

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3 収納管理情報ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[システム用ファイル] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	個人住民税・森林環境税、軽自動車税の納税義務者
その必要性	個人住民税・森林環境税、軽自動車税の適正な収納管理を行うにあたり、特定個人情報が必要なため
記録される項目	[100項目以上] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	○ 識別情報: 対象者を正確に特定するために記録 ○ 連絡先等情報: 督促状及び還付・充当の通知等の発送に際し送付先確認のため、本人への連絡等のために記録 ○ 業務関係情報: 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の算出税額を把握するために記録 ○ その他: (口座登録・連携ファイル関係情報): 公金受取口座での還付金受取を意思表示した住民への還付事務のために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
保有開始日	平成27年10月
事務担当部署	区民部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用			
入手元		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☒ 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (賦課情報システム)	
入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (賦課情報システム、住民基本台帳ネットワークシステム)	
入手の時期・頻度		1 住基法第7条に規定する事項：住民基本台帳更新の都度、随時入手 2 公金受取口座による還付金の受取を意思表示した住民に係る口座登録・連携ファイル関連情報の取得事務 還付金発生の都度入手	
入手に係る妥当性		1 住基法第7条に規定する事項については、本人情報確認等の事務効率化のため、団体内統合宛名システムを利用して入手する。 2 口座登録・連携ファイル関連情報については、本人意思に基づいて取得する。	
本人への明示		個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納管理に必要な各種情報については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項に規定されている。	
使用目的		個人住民税・森林環境税・軽自動車税の適正な収納管理及び公金受取口座への還付事務	
変更の妥当性			
使用の主体	使用部署	区民部税務課、各出張所	
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
使用方法		1 収納管理に関する事務 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報及び収納情報から収納、督促、還付、充当等の収納管理を行う。必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムに照会をする。 2 税証明に関する事務 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納情報に基づき、申請に応じて納税証明書を発行する。 3 公金受取口座への還付事務 公金受取口座での還付金受取の意思表示した住民に対する還付事務を行う。	
		情報の突合	
		情報の統計分析	
		権利利益に影響を与え得る決定	
使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無	☐ 委託する ☐ 委託しない (1) 件	
委託事項1	収納管理システムの運用管理	
委託内容	・収納管理システムの運用・保守業務 ・法制度改正に伴う収納管理システムの改修作業 ・督促状等各種帳票の印字及び封入・封緘	
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	
対象となる本人の範囲	個人住民税・森林環境税、軽自動車税の納税義務者	
その妥当性	システムの運用・保守及び法制度改正に伴うシステム改修等を行った場合、システム本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。	
委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満	
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
委託先名の確認方法	全項目評価書の公表による。	
委託先名	株式会社 ジーシーシー	
再委託	再委託の有無	☐ 再委託しない ☐ 再委託する
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	

6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所		< 墨田区における措置 > ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 < ガバメントクラウドにおける措置 > サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
保管期間	期間	< 選択肢 > 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法に基づき、墨田区における保存年限を7年としているため。
消去方法		< 墨田区における措置 > ・保存年限を経過した納税通知書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 < ガバメントクラウドにおける措置 > ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考		

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
4 滞納整理情報ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[システム用ファイル] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の納税義務者
その必要性	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の適正な滞納処分を行うため。
記録される項目	[100項目以上] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [○] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (滞納者の財産情報等)
その妥当性	○ 識別情報: 対象者を正確に特定するため。 ○ 連絡先等情報: 納税催告書等の送付先確認及び本人への連絡等のため。 ○ 業務関係情報: 滞納者の実態を正確に把握するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
保有開始日	平成27年10月
事務担当部署	区民部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用			
入手元		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステム)	
入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステム)	
入手の時期・頻度		滞納者の課税状況や現住所等の確認を行う際	
入手に係る妥当性		地方税法20条の11により、地方税に関する調査について必要がある場合に参考となる資料を閲覧している。	
本人への明示		滞納整理に必要な調査については、地方税法20条の11に記載されている。また、個人情報の保護に関する法律69条によって、業務上必要な範囲において利用していることを広く区民に周知している。	
使用目的		個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の適正な滞納処分を行うため	
変更の妥当性			
使用の主体	使用部署	区民部税務課	
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
使用方法		1 滞納管理に関する事務 ・個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の滞納情報から、納税催告・滞納処分等の滞納整理を行う。 ・墨田区に住民登録がなく住所が特定できない場合は、住民票関連情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。	
情報の突合		滞納情報と住基法第7条に規定する事項を突合させる(課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステム)。	
情報の統計分析		税の滞納整理に関する集計等を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。	
権利利益に影響を与え得る決定		滞納情報に基づき、財産調査等の結果に応じて滞納処分を行う。	
使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[illegible]

提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
法令上の根拠	
移転先における用途	
移転する情報	
移転する情報の対象となる 本人の数	[1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上]
移転する情報の対象となる 本人の範囲	
移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去														
保管場所		< 墨田区における措置 > 住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 課税原票管理システムにおいてはセキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳)に設置したサーバー内に保管している。 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 < ガバメントクラウドにおける措置 > サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。												
保管期間	期間	< 選択肢 > <table><tr><td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr><tr><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr><tr><td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr><tr><td colspan="3">10) 定められていない</td></tr></table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	住民税賦課事務担当の管理するシステムであり、滞納整理事務では閲覧のみを行っている。												
消去方法		< 墨田区における措置 > ・保存年限を経過した申告書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 < ガバメントクラウドにおける措置 > ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠して確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。												
7. 備考														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1 個人住民税賦課情報ファイル

(1) 識別情報

個人番号、宛名番号

(2) 連絡先等情報

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名

(3) 業務関連情報

自治体コード、賦課年度、宛名番号、徴収区分、履歴No、課税番号・指定番号、生年月日、性別、受給者番号、非課税区分、徴収開始・終了期(月)、更正開始期(月)、異動区分、異動事由、異動処理日、併徴該当区分、営業所得、農業所得、その他事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、私募証券外貨建以外、私募証券外貨建、信託配当所得、給与収入、専従給与収入、給与所得、年金収入、雑所得、(総合課税)短期譲渡所得、(総合課税)長期譲渡所得、一時所得、一時所得特別控除額、(総合課税)退職所得、特定支出控除、総合分所得合計、変動当年所得、変動前年所得、変動前々年所得、臨時所得、(分離課税)退職所得、肉用牛免税所得、肉用牛免税対象外売却額、土地等の事業雑所得、短期譲渡所得(一般)、短期譲渡所得(軽減)、短期特別控除額、長期譲渡所得(一般)、長期譲渡所得(特定)、長期譲渡所得(軽減)、分離譲渡特定損失、繰越損失居住用財産、長期譲渡所得・特別控除額、株式譲渡所得、上場株式等譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引所得、山林所得、山林特別控除額、合計所得金額、繰越損失、純損失、繰越損失株式等譲渡、繰越株式等(配当分)、繰越損失先物取引、老年者、寡婦、寡婦特別、寡夫、勤労学生、控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、同一生計配偶者、同居老親等扶養親族数、老人扶養親族数、特定扶養親族数、一般扶養者数、

年少扶養控除、同居特別障害者数、扶養特別障害者数、扶養親族中の普通障害者数、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済掛金控除、所得税・寄附金控除、生命保険・個人年金支払額、生命保険・住民税控除額、地震保険支払額、地震保険・旧長期支払額、地震保険・住民税控除額、控除対象配偶者の控除額、配偶者所得、配偶者特別控除、特定扶養分控除額、同居老人扶養控除額、老人扶養控除額、一般扶養分控除額、同居特別障害者にかかる控除額、(扶養)特別障害者にかかる控除額、(扶養)普通障害者にかかる控除額、(本人)障害(特障)にかかる控除額、(本人)障害(普障)にかかる控除額、(本人)老年者にかかる控除額、(本人)寡婦にかかる控除額、(本人)寡婦特別にかかる控除額、(本人)寡夫にかかる控除額、(本人)勤労学生控除、基礎控除額、控除額合計、(税額控除)災害減免額、(税額控除)外国税額控除、政党寄附金控除、夫有区分、未成年、生活保護、租税条約、確定申告書区分、均等割区分、家屋敷区分、専従青白区分、専従配偶者、配偶者以外の事業専従者の人数、専従者控除額、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金控除可能額、調整控除額(区) 平成19年度改正対応、調整控除額(都) 平成19年度改正対応、税額控除 配当控除(区)、税額控除 配当控除(都)、住宅借入金控除(区)、住宅借入金控除(都)、寄附金税額控除(区)、寄附金税額控除(都)、税額控除 外国税額控除(区)、税額控除 外国税額控除(都)、税額調整(区)、税額調整(都)、税源移譲に伴う減額措置(区)、税源移譲に伴う減額措置(都)、配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(区)、配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(都)、配当割・株式所得割控除不足額、所得割額(区)、均等割額(区)、所得割額(都)、均等割額(都)、年税額、還付額、充当額、業務雑所得、ひとり親、ひとり親控除にかかる控除額、新生命支払額、旧生命支払額、介護医療支払額、新個人生命支払額、旧個人支払額、妻有区分、医療費支払額、スイッチOTC支払額、

特例寄附額、特例以外寄附額、都条例寄附額、区条例寄附額、所得割減免額(区)、所得割減免額(都)、均等割減免額(区)、均等割減免額(都)、居住開始年月日、障害種別、障害等級、所得金額調整控除、国外(配)、国外(扶)、定額減税額(区)、定額減税額(都)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

2 軽自動車税賦課情報ファイル

(1) 課税履歴

個人番号、車台通番、履歴番号、調定年度、賦課年度、通知書番号、納税義務者行政区、納税義務者世帯番号、納税義務者宛名番号、納税義務者名カナ、納税義務者名漢字、納税義務者郵便番号、納税義務者住所県、納税義務者住所市、納税義務者住所町、納税義務者住所名称、納税義務者住所番地、納税義務者住所方書、納税義務者生年月日、前回調定、調定、所有者行政区、所有者世帯番号、所有者宛名番号、所有者名カナ、所有者名漢字、所有者郵便番号、所有者住所県、所有者住所市、所有者住所町、所有者住所名称、所有者住所番地、所有者住所方書、所有者生年月日、使用者行政区、使用者世帯番号、使用者宛名番号、使用者名カナ、使用者名漢字、使用者郵便番号、使用者住所県、使用者住所市、使用者住所町、使用者住所名称、使用者住所番地、使用者住所方書、使用者生年月日、納税者区分コード、納税者区分名称、標識区分コード、標識区分名称、車両区分、車両カナ、車両番号、標識番号、車種コード、用途コード、車種、車種名称、車種略称、排気量、排気量単位コード、排気量単位名称、車台番号、車台番号(符号含)、車名、年式年号、年式、型式、型式認定番号、原動機型式、非課税区分コード、非課税区分名称、課税保留事由コード、課税保留事由名称、課税保留開始日、課税保留終了日、滞納 本税のみ、滞納 確延含む、取得年月日、廃車年月日、廃車フラグ、廃車フラグ名称、変更年月日、標返年月日、申告事由コード、申告事由名称、異動事由コード、異動事由名称、申告年月日、基準日付、申告受付年月、申告受付番号、減免年度コード、減免事由名称、減免年月日、旧自治体コード、処理年月日(西暦)

(2) 課税最新

個人番号、車台通番、調定年度、賦課年度、通知書番号、納税義務者行政区、納税義務者世帯番号、納税義務者宛名番号、納税義務者名カナ、納税義務者名漢字、納税義務者郵便番号、納税義務者住所県、納税義務者住所市、納税義務者住所町、納税義務者住所名称、納税義務者住所番地、納税義務者住所方書、納税義務者生年月日、送付郵便番号、送付住所、送付住所番地、送付住所方書、送付漢字氏名、調定、調定1、調定2、調定3、調定4、調定5、調定6、調定7、調定8、調定9、調定10、調定11、調定12、調定13、調定14、調定15、所有者行政区、所有者世帯番号、所有者宛名番号、所有者名カナ、所有者名漢字、所有者郵便番号、所有者住所県、所有者住所市、所有者住所町、所有者住所名称、所有者住所番地、所有者住所方書、所有者生年月日、使用者行政区、使用者世帯番号、使用者宛名番号、使用者名カナ、使用者名漢字、使用者郵便番号、使用者住所県、使用者住所市、使用者住所町、使用者住所名称、使用者住所番地、使用者住所方書、使用者生年月日、納税者区分コード、納税者区分名称、標識区分コード、標識区分名称、車両区分、車両カナ、車両番号、標識番号、車種コード、用途コード、車種、車種名称、車種略称、排気量、排気量単位コード、排気量単位名称、車台番号、車台番号(符号含)、車名、年式年号、年式、型式、型式認定番号、原動機型式、非課税区分コード、非課税区分名称、課税保留事由コード、課税保留事由名称、課税保留開始日、課税保留終了日、滞納 本税のみ、滞納 確延含む、取得年月日、廃車年月日、廃車フラグ、廃車フラグ名称、変更年月日、標返年月日、申告事由コード、申告事由名称、異動事由コード、異動事由名称、申告年月日、基準日付、申告受付年月、申告受付番号、減免年度コード、減免事由名称、減免年月日、旧自治体コード、処理年月日(西暦)

(3) 物件履歴

個人番号、車台通番、履歴番号、所有者行政区、所有者世帯番号、所有者宛名番号、所有者名カナ、所有者名漢字、所有者郵便番号、所有者住所県、所有者住所市、所有者住所町、所有者住所名称、所有者住所番地、所有者住所方書、所有者生年月日、使用者行政区、使用者世帯番号、使用者宛名番号、使用者名カナ、使用者名漢字、使用者郵便番号、使用者住所県、使用者住所市、使用者住所町、使用者住所名称、使用者住所番地、使用者住所方書、使用者生年月日、納税者区分コード、納税者区分名称、定置場住所、定置場方書、標識区分コード、標識区分名称、標識番号、車両区分、車両カナ、車両番号、車種コード、用途コード、車種、車種名称、車種略称、排気量、排気量単位コード、排気量単位名称、車台番号、車台番号(符号含)、車名、年式年号、年式、型式、型式認定番号、原動機型式、非課税区分コード、非課税区分名称、課税保留事由コード、課税保留事由名称、課税保留開始日、課税保留終了日、滞納、課税有無、取得年月日、廃車年月日、廃車フラグ、廃車フラグ名称、変更年月日、返納年月日、申告事由コード、申告事由名称、異動事由コード、異動事由名称、申告年月日、基準日付、申告受付年月、申告受付番号、減免年度コード、減免事由コード、減免事由名称、減免年月日、旧自治体コード、処理年月日(西暦)

(4) 物件最新

個人番号、物件連番、車台通番、所有者行政区、所有者世帯番号、所有者宛名番号、所有者名カナ、所有者名漢字、所有者郵便番号、所有者住所県、所有者住所市、所有者住所町、所有者住所名称、所有者住所番地、所有者住所方書、所有者生年月日、使用者行政区、使用者世帯番号、使用者宛名番号、使用者名カナ、使用者名漢字、使用者郵便番号、使用者住所県、使用者住所市、使用者住所町、使用者住所名称、使用者住所番地、使用者住所方書、使用者生年月日、納税者区分コード、納税者区分名称、定置場住所、定置場方書、標識区分コード、標識区分名称、標識番号、車両区分、車両カナ、車両番号、車種コード、用途コード、車種、車種名称、車種略称、排気量、排気量単位コード、排気量単位名称、車台番号、車台番号(符号含)、車名、年式年号、年式、型式、型式認定番号、原動機型式、非課税区分コード、非課税区分名称、課税保留事由コード、課税保留事由名称、課税保留開始日、課税保留終了日、滞納、課税有無、取得年月日、廃車年月日、廃車フラグ、廃車フラグ名称、変更年月日、返納年月日、申告事由コード、申告事由名称、異動事由コード、異動事由名称、申告年月日、基準日付、申告受付年月、申告受付番号、減免年度コード、減免事由コード、減免事由名称、減免年月日、旧自治体コード

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

3 収納管理情報ファイル

(1) 識別情報

個人番号、宛名番号

(2) 連絡先等情報

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名

(3) 通知書履歴情報ファイル

通知書履歴情報ファイル

通知書連番、通知書履歴連番、調定年度、賦課年度、税目コード、行政区、世帯番号、年税額、宛名番号(納税義務者)、宛名番号(納付書宛先)、冠区分、固定所有者番号、軽自標識番号、軽自車種、特徴指定番号、異動事由コード、更正日、登録日時、ユーザID、削除フラグ、削除日時、削除ユーザ、発生税目区分、年税民普連番、年税民特連番

還付通知ファイル

連番、年度、表示番号、表示番号(過誤納時)、還付日、支払開始日、(振込先)金融機関コード、(振込先)支店コード、(振込先)金融機関名カナ、(振込先)金融機関名漢字、(振込先)支店名カナ、(振込先)支店名漢字、(振込先)口座種別、(振込先)口座番号、(振込先)口座名義人、(送付先)郵便番号、(送付先)住所、(送付先)番地、(送付先)方書、(送付先)氏名、義務者氏名、特徴個人宛名番号、還付理由、正当額(本税)、正当額(延滞金)、納付額(本税)、納付額(延滞)、還付確定連番(最新)、還付発送連番(最新)、支払日連番(最新)、印刷済フラグ、登録日時、ユーザID、削除フラグ、削除日時、削除ユーザ、公金受取口座利用意思の有無

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

4 滞納整理情報ファイル

(1) 個人情報ファイル

宛名番号、世帯番号、漢字氏名、カナ氏名、通称名、カナ通称名、
郵便番号、現住所、現住所方書、電話番号1、電話番号2、
戸籍本籍地、戸籍筆頭者名、生年月日、続柄、性別、
個人種別、代表者名、地区コード、担当者コード、自治体コード、
送付先区分、送付先郵便番号、送付先住所、送付先住所方書、
故人フラグ、携帯フラグ、催告フラグ、介護保険資格フラグ、課税者フラグ、
滞納金額、同一人コード、共有フラグ、担当者変更不可フラグ、個人番号、
居住状況、住民登録有無、転居転出日、前住所、勤務先名、勤務先住所、勤務先電話番号、
備考、徴収不可、滞納原因、補助区分1、補助区分2、補助区分3、ランク、ランク日付

(2) 家族情報ファイル

世帯番号、宛名番号、続柄、漢字氏名、生年月日、備考、
擬制世帯、滞納者フラグ、故人フラグ、関連者コード

(3) 課税収納情報ファイル

期別明細KEY、年度、賦課年度、税目、期別、宛名番号、通知書番号、調定日、申告区分、
税額、督促手数料、延滞金、確定延滞金フラグ、納期限、納期変更フラグ、公示フラグ、
処分1、処分日、督促日、督促公示フラグ、督促公示日、法定納期限等、
繰上日、起算日、申告日、事業開始、事業終了、延長期限、納税管理人、車輛、
収納額、収納督促手数料、収納延滞金、最終収納日、完納フラグ、
未納本税、未納督促、未納延滞金、未納金額、年度区分、管轄コード、加算金区分、
収納回数、還付フラグ、収納日、日計日、収納区分、仮消区分、
納付事由、収納取込日、フラグ、処分区分、誓約回数、分割区分、優先順位

(4) 交渉経過ファイル

宛名番号、記録日付、記録時間、行動記録分類、行動記録内容、行動記録備考、行動記録区分、
結果記録分類、結果記録日付、結果記録時間、結果記録内容、結果記録備考、結果記録区分、
担当者、部署

(5) 処分情報ファイル

処分宛名番号、財産債権種類、枝番、調査内容、宛名番号、債務者、照会枝番、
状態区分、差押区分、起案日、処分日、処分担当者、差押時間、履行期限、完納日、
解除起案日、解除日、解除担当者、解除理由、解除備考、
債務者名、債務者住所、送付先氏名、送付先住所、
処分金額、終了日、終了担当者、配当金額、滞納処分費、
差押氏名、差押住所、法令

(6) 分納情報ファイル

処分宛名番号、枝番、申請日、誓約日、誓約期間自、誓約期間至、誓約月数、
支払方法、分納担当者、分納理由、延滞金計算区分、延滞金率区分、端数区分、
分納月区分、分納支払日、分納金額、納付優先区分、延滞金納付区分、
分納承認日、取消日、取消理由、取消担当者、納付誓約額、賞与支払額、
延滞金計算日、延長申請日、担保有無、許可不許可区分、許可不許可日、
延長区分、延長期間自、延長期間至、延長月数、延長備考

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (7. リスク1 を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1 住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	国税庁・年金保険者・給与支払者・住民から入手する課税対象者情報を入手する際は、1件ごとに基本4情報を確認のうえ、対象者以外の情報を入手しないよう精査している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・他団体からの申告情報の入手については、総務省令で定められた様式の申告書、支払報告書、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステム上の手続にて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式とし、必要な情報以外は記載しないようにしている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民からの入手は、職員による窓口受付及び本人宛てに送付した申告書での提出に限定した入手とすることで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・国税庁・年金保険者・給与支払者から入手する課税対象者情報について、電子申告データを入手する際は専用線を経由することにより詐取・奪取が行われないようにしている。他の自治体等から入手する情報についても、同様に専用線に限定している。なお、紙媒体で提出された課税資料については、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示又は写しの交付により、本人確認を行う。本人の勤務先等からの入手については提示が必要な書類の写しにより確認を行う。本人確認書類の提示がされない場合又は写しが交付されない場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークシステムを用いて確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示に基づき、団体内統合宛名システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行う。提示がされない場合は、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークシステムから直接真正性が確保された個人番号の収集を行う。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて墨田区の課税対象者と合致するかを確認している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入手した情報については、課税資料及び添付書類との照合により正確性を確保している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・紙媒体による申告情報は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。 ・eLTAXでの課税対象者情報の入手については、専用線を経由することにより情報漏えい・紛失を防止している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システム内に税情報を保持しないため、紐付けは行われない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	住民税システムから他システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報のみに制限する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	住民税システムにおいて、ユーザID及びパスワードにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDの発効及び失効は、業務主管課からの申請に基づき、情報システム担当が行い、一元管理している。 ・アクセス権限については、情報システム担当が個人単位で管理している。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・住民税システムにおいては、共有IDは発行せず、個人に対して発行している。 ・アクセス権限を失効した場合は、速やかに情報システム担当がアクセス権限を削除する。 ・操作者単位で権限を設定しており、必要な業務以外のアクセスができないように制御している。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	ユーザIDと共に、住民税システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をログとして保管している。	
その他の措置の内容	・端末操作を一定時間行わない際は、スクリーンセーバーを表示させると共に、住民税システムを自動的にログオフさせる。 ・画面の盗み見対策として、モニターに覗き見防止フィルタを貼付している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e - ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他市区町村や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞記事等を課内にて情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・バックアップファイルの取得は、入退室管理をしているサーバー室での作業に限定されている。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが特定の端末で行うことに限定している。 ・外部媒体へデータを出力する際は、記録簿へ記載及びアクセスログの記録・管理を行っている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

「 」委託しない

情報保護管理体制の確認

- ・委託仕様書に、個人情報の保護に関する法律に基づいた「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。
- ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。
- ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はI・SMS認証の取得を要件としている。

[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない

・庁内にて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を行える担当者を限定している。また、事前に担当者名簿の提出も義務付けている。

・委託先での作業については、定期的に視察を行い、管理体制を確認している。

[記録を残している] <選択肢>
1) 記録を残している 2) 記録を残していない

庁内及び委託先での作業については、特定個人情報ファイルを使用した業務について定期的に報告させている。

[定めている] <選択肢>
1) 定めている 2) 定めていない

委託先から他者への特定個人情報の提供、再委託は原則認めていない。

申告情報のデータ作成委託においては、委託先へ特定個人情報を提供する際、データを暗号化したうえで施錠可能なケースに電子媒体を格納し、搬送することを義務付けている。

[	定めている	]	<選択肢>	
			1) 定めている	2) 定めていない

申告情報のデータ作成委託においては、履行後、発注者と委託先とで協議し、個人情報記録された媒体を直ちに発注者に返却するか、又はデータの完全消去及び消去証明書の提出を義務付ける旨を契約書に明記している。

		＜選択肢＞	
定めている		1) 定めている	2) 定めていない

機密保持契約として以下を定めている。

- ・個人情報漏えいの防止及び秘密保持
- ・再委託承諾のない再委託の禁止
- ・個人情報の第三者への提供の禁止
- ・個人情報の委託目的以外の使用の禁止
- ・個人情報の適正な保管・廃棄・返還
- ・個人情報の複写・複製の禁止
- ・調査・検査に応じる義務
- ・事故発生の報告義務

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・特別区民税・都民税・森林環境税申告書、納税通知書等各種帳票の封入・封緘においては、封入漏れや封入誤りがないように、委託事業者に件数・品質管理についての注意喚起を行ったうえ、封入物に破損等がないか職員による確認を行っている。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・他自治体へのデータの送付では、情報提供した申告書等のデータを保管している。 ・特定個人情報の提供・移転を行う際に、操作者・処理日時等をシステム上で記録及び管理している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・他自治体へのデータの送付の際には、複数職員による確認を行い、提供データを保管している。 ・庁内のシステムにおいて、本業務で保有する情報を全て連携することはできない。移転元から承認された必要最低限の情報しか移転できないよう制御されており、合わせて操作ログを記録している。 ・本業務で保有する情報のうち、庁内のシステムで連携できないものにおいては、従来の「個人情報目的外利用申請書」に準じた課税内容照会の文書の求め、照会の妥当性を判断したうえ情報の移転を行っている。また、対象者、項目等の取扱状況を記録することを内部規定に定めている。	
その他の措置の内容	・保有する特定個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報管理責任者を設置している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・国税庁及び他自治体へのデータ送付は、国税庁と自治省（現総務省）で取り交わされた「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項（昭和57年12月1日）」及び地方税法第325条に基づき、国と地方自治体の相互協力のもと、総務省令で定める基準にて安全性及び信頼性を確保したデータの提供を行っている。 ・情報照会・情報提供の記録が保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやり取りすることにより、不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・他自治体へのデータの送付は、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報を提供してしまうリスクを防止している。 ・庁内連携システムにおいて、本業務で保有する情報を全て連携することはできない。移転元から承認された必要最低限の情報しか移転できないよう制御されている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している()。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 () 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ()情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能()により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施したうえで提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ()暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領したうえで、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能()により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 ()特定個人情報を副本として保存・管理する機能	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
物理的対策	[特に力を入れて行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	< 住民税システムにおける措置 > ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコンについては、盗難防止用ワイヤーを設置している。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 < ガバメントクラウドにおける措置 > ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

技術的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<住民税システムにおける措置> ・住民税システムは、庁内のみの独立したネットワークにのみ搭載されており、外部接続していない。 ・ウイルス対策ソフトのパターンファイルの更新を定期的に行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> - 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 - 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 - クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 - クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 - 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 - ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 - 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 - 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
バックアップ	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	課税対象者の情報は、各種申告情報に基づき、更新・賦課を行ったうえで住民に対して税額通知を行い、住民側でも確認しているため、古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	地方税法に基づき、保存年限を7年間とし、保存期間を過ぎた申告書及び届出書等については、外部業者による溶解処理を行い、廃棄している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (7. リスク1 を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2 軽自動車税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	住民等から入手する車両情報等は、1件ごとに基本4情報等を確認のうえ、対象者以外の情報を入手しないよう精査する。対象者以外の情報が含まれていた場合は、本来の提出先へ回送する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・住民等からの車両情報等については、必要な情報のみを記載する様式で情報を入手するため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・他の機関を通じて情報を入手する際も、総務省令で定められた様式の申告書、住民基本台帳ネットワークシステム又は情報提供ネットワークシステム上の手続に基づいて情報を取得するため、必要な情報以外の情報は入手しない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民等からの入手については、職員による受付等に限定することで、詐取・奪取を防止する。 ・他の機関を通じて入手する場合は、郵送又はシステム上の記録が残る方法に限定する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・住民等及び他の機関を通じて入手する車両情報等は、申告書等に記載された個人番号に基づき宛名管理システム等で本人確認を行う。個人番号の記載がない場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークシステムを用いて直接真正性が確保された個人番号を収集し、本人確認を行う。 ・職員による受付の場合は、個人番号カード又は通知カードと身分証明書に基づき、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	上記の措置により特定個人情報を入手する段階において本人確認を行う際に併せて、個人番号の真正性確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入手した情報については、課税資料及び添付書類との照合により正確性を確保している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報ที่ไม่漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	紙媒体による車両情報等は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、漏えい・紛失等を防止している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システム内に税情報を保持しないため、紐付けは行われない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	軽自動車税システムから他システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報のみに制限する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	軽自動車税システムにおいて、ID及びパスワードにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・IDの発効及び失効は、業務主管課からの申請に基づき、情報システム担当が行い、一元管理する。 ・アクセス権限については、情報システム担当が個人別に管理する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・軽自動車税システムにおいては、共有IDは発行せず、個人に対して発行している。 ・アクセス権限を失効した場合は、速やかに情報システム担当がアクセス権限を削除する。 ・操作者単位で権限を設定しており、必要な業務以外のアクセスができないように制御している。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	IDとともに軽自動車税システム内での特定個人情報の更新、参照、発行の記録をログとして保管する。
その他の措置の内容	・端末操作を一定時間行わない場合は、スクリーンセーバーを表示させるとともに、軽自動車税システムを自動的にログオフさせる。 ・画面の盗み見対策として、モニターに覗き見防止フィルタを貼付している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e - ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・バックアップファイルの取得は、入退室管理をしているサーバー室での作業に限定されている。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持った職員のみが特定の端末で行うことに限定している。 ・外部媒体へデータを出力する際は、記録簿への記載及びアクセスログの記録・管理を行っている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

「 」委託しない

情報保護管理体制の確認	・委託仕様書に、個人情報の保護に関する法律に基づいた「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はI S M S 認証の取得を要件としている。
-------------	---

具体的な制限方法	・庁内にて、委託事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合は、委託事業者向けのIDを発行し、閲覧、更新等の処理を行える担当者を限定している。また、事前に担当者名簿を提出するよう義務付けている。 ・委託先での作業については、定期的に視察を行い、管理体制を確認している。
----------	---

具体的な方法	庁内及び委託先での作業については、特定個人情報ファイルを使用した業務について定期的に報告させている。
--------	--

委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への特定個人情報の提供、再委託は原則認めていない。
----------------------------------	----------------------------------

委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託事業者へ特定個人情報を提供する際は、データを暗号化したうえで施錠可能なケースに電子媒体を格納し、搬送することを義務付けている。
-----------------------------------	---

ルール内容及び ルール遵守の確認方法	委託事業者は、当該委託契約により行う業務の終了後、墨田区と協議のうえ個人情報記録された媒体を直ちに区へ返却するか、又はデータの完全消去及び消去証明書の提出を義務付ける旨を契約書に明記している。
-------------------------------	---

規定の内容	機密保持契約として以下のことを定めている。 ・個人情報漏えいの防止及び秘密保持 ・再委託承諾のない再委託の禁止 ・個人情報の第三者への提供の禁止 ・個人情報の委託目的以外の使用の禁止 ・個人情報の適正な保管・廃棄・返還 ・個人情報の複写・複製の禁止 ・調査及び検査に応じる義務 ・事故発生時の報告義務
-------	--

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・軽自動車税納税通知書等各種帳票の封入・封緘においては、封入漏れや封入誤りがないように、委託事業者に件数・品質管理についての注意喚起を行ったうえ、封入物に破損等がないか職員による確認を行っている。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			

リスクに対する措置の内容	< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している()。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 () 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<軽自動車税システムにおける措置> ・サーバー設置個所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコンについては、盗難防止用ワイヤーを設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<軽自動車税システムにおける措置> ・軽自動車税システムは、庁内のみの独立したネットワークに搭載されており外部接続はしていない。 ・ウィルス対策ソフトのパターンファイルの更新を定期的に行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピューターウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を図るとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ガバメントクラウドの特定個人情報保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法で安全管理措置を講じている。	
その他の措置の内容	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の承諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の現地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	課税対象者の情報は、車両情報等に基づき更新・賦課を行ったうえで住民等に税額通知を行い、住民等の側でも確認しているため古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	地方税法に基づき保存年限を7年間とし、保存年限を経過した申告書及び届出書等については、外部事業者による溶解処理を行い廃棄している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (7. リスク1 を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
3 収納管理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報・収納情報を各システムから取得する際は、収納管理業務に必要な情報のみ取得するように制限しているため、必要な情報以外を入手することはない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の各システムから入手する賦課情報は、専用線を経由した入手に限定することで安全を担保している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の各システム等から入手する情報のため、入手元の各業務で本人確認を行っている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	入手元の各業務で個人番号の真正性確認を行っている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入手元の各業務で特定個人情報の正確性を確保している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・紙媒体による収納情報等は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、漏えい・紛失等を防止している。 ・個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する際は、専用線を経由することにより情報漏えい・紛失等を防止できる。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システム内に税情報を保持しないため、紐付けは行われない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	収納管理システムから他システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報のみに制限する。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	収納管理システムにおいて、ID及びパスワードにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	・IDの発効及び失効は、業務主管課からの申請に基づき、情報システム担当が行い、一元管理する。 ・アクセス権限については、情報システム担当が個人別に管理する。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	・収納管理システムにおいては、共有IDは発行せず、個人に対して発行している。 ・アクセス権限を失効した場合は、速やかに情報システム担当がアクセス権限を削除する。 ・操作者単位で権限を設定しており、必要な業務以外のアクセスができないように制御している。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	IDとともに収納管理システム内での特定個人情報の更新、参照、発行の記録をログとして保管する。		
その他の措置の内容	・端末操作を一定時間行わない場合は、スクリーンセーバーを表示させるとともに、収納管理システムを自動的にログオフさせる。 ・画面の盗み見対策として、モニターに覗き見防止フィルタを貼付している。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e - ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・バックアップファイルの取得は、入退室管理をしているサーバー室での作業に限定されている。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持った職員のみが特定の端末で行うことに限定している。 ・外部媒体へデータを出力する際は、記録簿への記載及びアクセスログの記録・管理を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

「 」委託しない

情報保護管理体制の確認

特定個人情報ファイルの閲覧
者・更新者の制限

具体的な制限方法

特定個人情報ファイルの取扱いの記録

具体的な方法

特定個人情報の提供ルール

委託先から他者への
提供に関するルールの
内容及びルール遵守
の確認方法

委託元と委託先間の 提供に関するルールの中 内容及びルール遵守 の確認方法

特定個人情報の消去ルール

ルール内容及び ルール遵守の確認方 法

委託事業者は、当該委託契約により行う業務の終了後、墨田区と協議のうえ個人情報記録された媒体を直ちに区へ返却するか、又はデータの完全消去及び消去証明書の提出を義務付ける旨を契約書に明記している。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	機密保持契約として以下のことを定めている。 ・個人情報漏えいの防止及び秘密保持 ・再委託承諾のない再委託の禁止 ・個人情報の第三者への提供の禁止 ・個人情報の委託目的以外の使用の禁止 ・個人情報の適正な保管・廃棄・返還 ・個人情報の複写・複製の禁止 ・調査及び検査に応じる義務 ・事故発生の報告義務
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・督促状等各種帳票の封入・封緘においては、封入漏れや封入誤りがないように、委託事業者に件数・品質管理についての注意喚起を行ったうえ、封入物に破損等がないか職員による確認を行っている。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[。] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している()。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 () 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<収納管理システムにおける措置> ・サーバー設置個所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコンについては、盗難防止用ワイヤーを設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<収納管理システムにおける措置> ・収納管理システムは、庁内のみで独立したネットワークに搭載されており外部接続はしていない。 ・ウィルス対策ソフトのパターンファイルの更新を定期的に行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピューターウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を図るとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> - 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 - 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 - クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 - クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 - 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 - ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 - 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 - 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法で安全管理措置を講じている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	収納情報は、住民等からの納付実績に基づき、更新を行ったうえで住民等に督促を行い、住民等の側でも確認しているため古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	地方税法に基づき保存年限を7年間とし、保存年限を経過した帳票等については、外部事業者による溶解処理を行い廃棄している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (7. リスク1 を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
4 滞納整理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	課税原票管理システムは、4情報等を基に対象者を特定した後、画面遷移する仕組みとなっており、対象者以外の特定個人情報を誤って閲覧することがないシステムである。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	課税原票管理システムに記載されている情報は、税額を決定するにあたり必要な情報のみ記載されているため、業務上不必要な情報は記載されない。なお、各機関への調査は、墨田区特別区税条例施行規則に定められた様式により照会を行い、不必要な情報を入手していない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	滞納整理業務では特定個人情報を使用することがないため、区民との対応で特定個人情報を入手する機会がない。また、特定個人情報が確認可能なシステムでは閲覧ログを保存しており、不正な閲覧があった場合、把握ができる体制を整えている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	1 住民税賦課情報ファイルに記載されている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	1 住民税賦課情報ファイルに記載されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	課税資料及び添付書類との照合により正確性を確保している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・紙媒体による申告情報は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定め、漏えい・紛失を防止している。 ・システムからの課税対象者情報の入手では、専用線を経由して情報漏えい・紛失を防止している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	特定個人情報については紐づけを行わない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	その他のシステムについても特定個人情報は紐づけは行わない。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員を特定し機能を制限している。また、システムにアクセスするにはユーザーID・生体認証・パスワードによる認証が必要である。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	毎年度、課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの管理者が管理している。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	毎年度、課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの管理者が管理している。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システムの閲覧についてログを保管している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	閲覧時に特定個人情報についてはメモ等の記録を取らないよう、教育・指導している。また、地方税法22条、住民基本台帳法42条、番号法による罰則があることを職員に周知している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[。] 接続しない(入手)	[。] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> ・サーバー設置個所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコンについては、盗難防止用ワイヤーを設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> ・課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムは閲覧のみに制限している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を図るとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
バックアップ	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	課税対象者の情報は、各種申告情報に基づき、更新・賦課を行ったうえで住民に対して税額通知を行い、住民側でも確認しているので、古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	地方税法に基づき、保存年限を7年間とし、保存期間を過ぎた申告書及び届出書等については、外部業者による溶解処理を行い、廃棄している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

その他のリスク対策

1. 監査		
自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<住民税システムの運用における措置> 国のチェックリスト等を活用し、年1回、評価書の記載内容どおりの運用がなされているか各担当部署がチェックし、確認する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。	
監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<住民税システムの運用における措置> 以下の観点による内部監査を年1回実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書の記載事項と運用形態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割及び責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<住民税システムの運用における措置> ・職員等(会計年度職員等を含む。)に対し、課内研修において個人情報保護について指導するとともに、全庁的な個人情報保護に関する研修を受講する。 ・違反行為を行った者に対してはその都度指導を行うこととするが、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託事業者に対しては、契約条項に「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を定め、契約を締結している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(持続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとする。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視等を実施する。		
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区区民部税務課税務係 〒130-8648 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 :03-5608-6008
請求方法	指定様式を定め、書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受付ける。
特記事項	
手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	1 住民税賦課情報ファイル 2 軽自動車税賦課情報ファイル 3 収納管理情報ファイル 4 滞納整理情報ファイル
公表場所	区役所1階 区民情報コーナー
法令による特別の手続	-
個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区区民部税務課税務係 郵便番号130-8648 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6008
対応方法	問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。

評価実施手続

1. 基礎項目評価	
実施日	令和6年7月29日
しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] < 選択肢 > 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
方法	ホームページ、「区のお知らせ」、ツイッター、フェイスブックで周知の上、ホームページ及び墨田区役所で評価書を閲覧に供し、意見を募集した。
実施日・期間	令和7年2月1日(土)から令和7年3月3日(月)まで
期間を短縮する特段の理由	
主な意見の内容	意見は0件であった。
評価書への反映	
3. 第三者点検	
実施日	
方法	
結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
提出日	
個人情報保護委員会による審査	

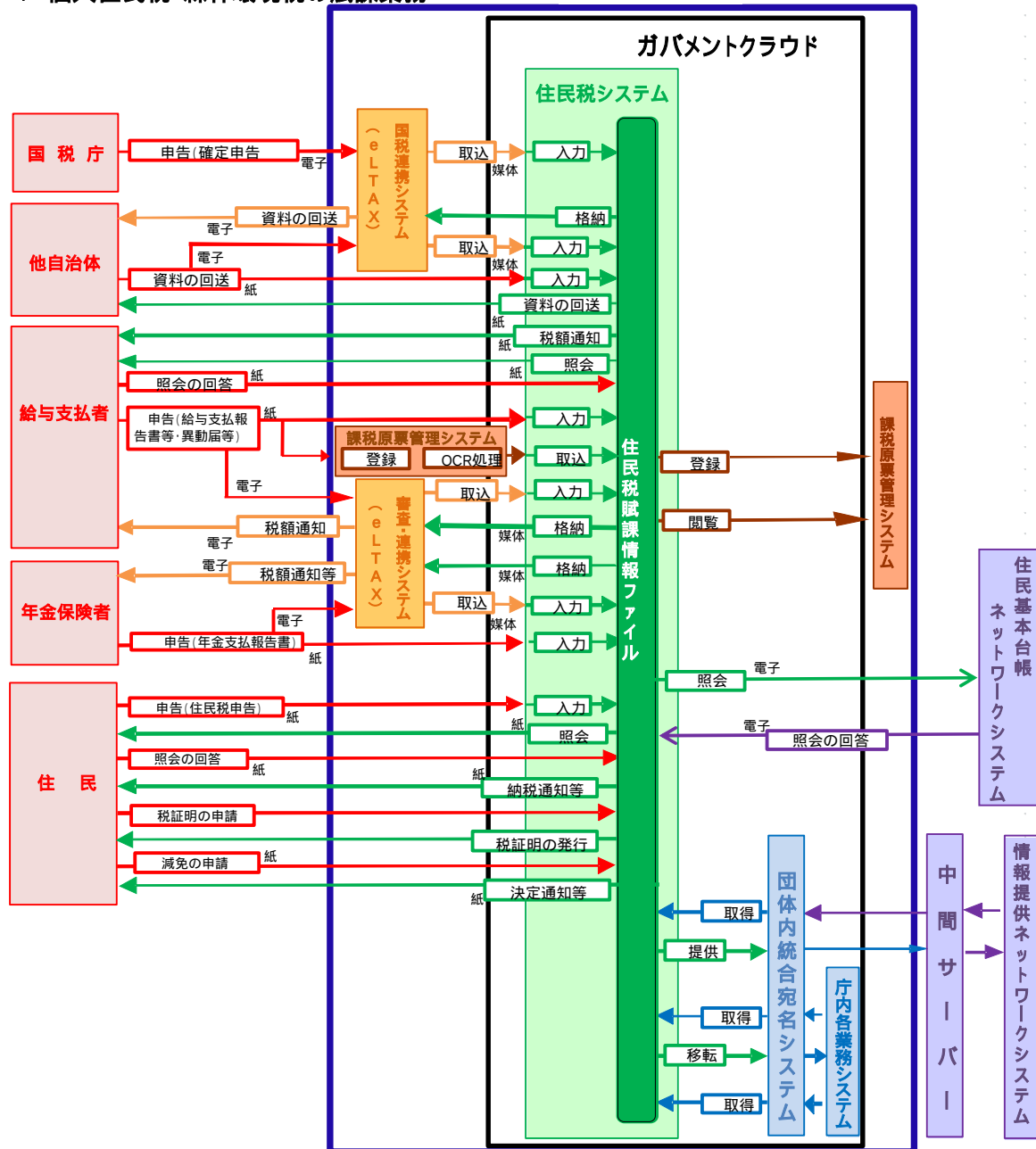
(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月28日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事前	
令和1年6月18日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	
令和1年11月30日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	
令和2年6月12日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	
令和2年10月9日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	
令和3年3月31日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事前	
令和3年3月31日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	職員の名称の変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
令和3年6月10日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	
令和4年3月23日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	
令和4年6月16日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	
令和5年3月31日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	
令和5年6月26日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	
令和6年7月29日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	
	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事前	

(別添1) 事務の内容

1 個人住民税・森林環境税の賦課業務

【墨田区】



(備考)

国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。

eLTAXにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。

・ で取得した申告情報の入力を行う。一部の単純・反復的な内容については、RPAツールにより入力させる。

・ で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税資料の画像を随時閲覧できるようにする。

当初課税時には大量の給与支払報告書等が届くため、課税原票管理システムで登録後にOCR処理し、データ化させる。

で取得した給与支払報告書等のデータを住民税システムに取込を行う。

賦課に必要な情報(生活保護・障害等)を照会し取得する。

(対象者が区内在住の場合は団体内統合宛名システム経由、区外在住の場合は中間サーバー経由)

団体内統合宛名システム経由で住基情報を取得する。住民登録がなく、個人番号が特定できない者は、

本人、勤務先又は住民基本台帳ネットワークシステムに照会し、所在地及び個人番号を特定する。

eLTAXにて送信する回送資料データや税額通知データ等をeLTAX各種システムに格納する。

他自治体の資料については当該自治体へ回送する。

課税決定者への納税通知、給与支払者・年金保険者への税額通知等を通知する。

作成された賦課情報を団体内統合宛名システム経由で中間サーバーへ提供する。

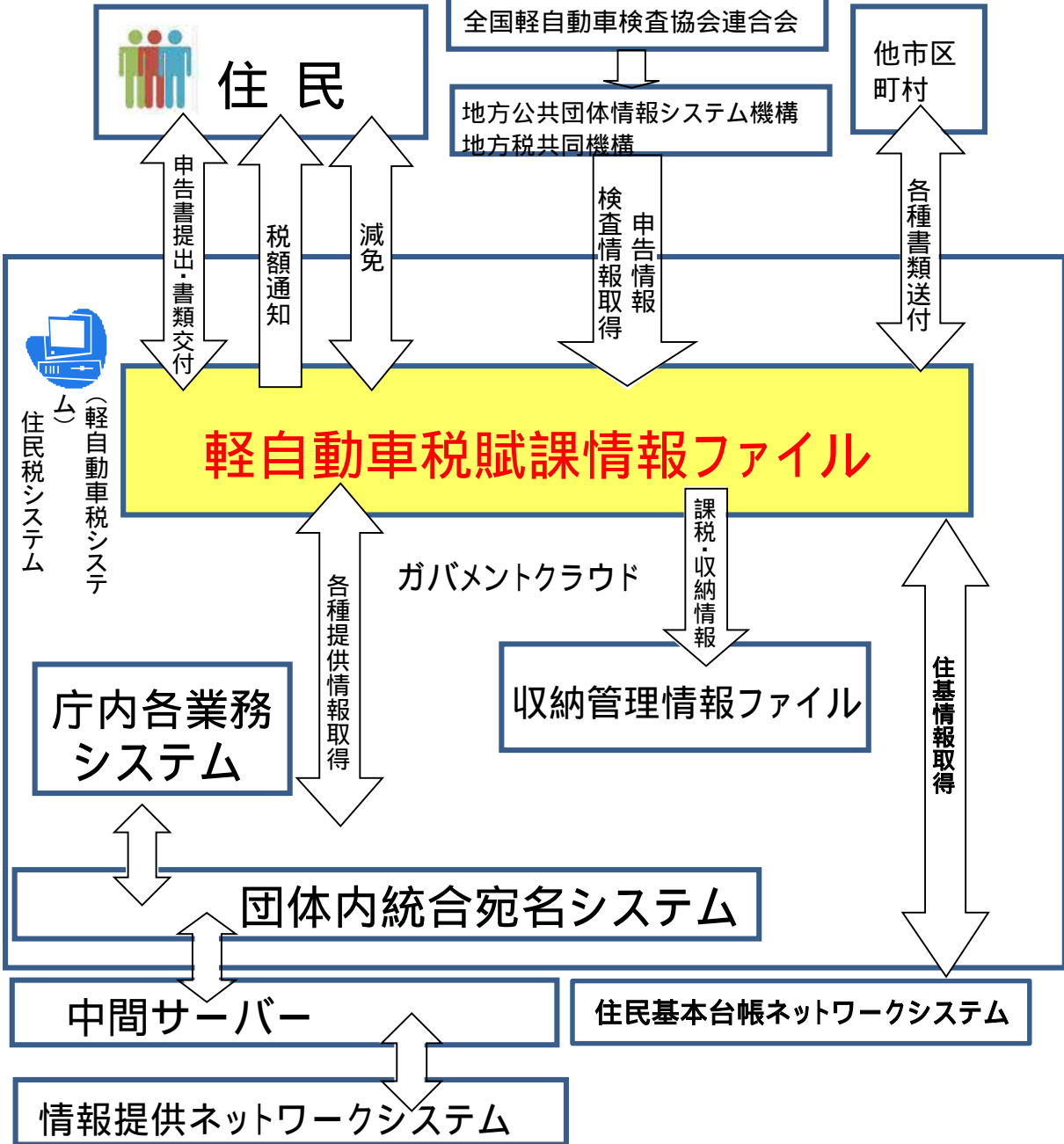
作成された賦課情報を団体内統合宛名システム経由で庁内各業務システムへ移転する。

賦課情報に基づき、申請に応じて課税・非課税証明書を発行する。

減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて、団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報等を取得する。

(別添1) 事務の内容

2 軽自動車税賦課関連業務



(備考)

住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書等の提出(四輪の新車登録は電子申告(地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可))を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市区町村提供システム経由で軽自動車検査情報を取得する。

賦課処理をし、住民等に対し、納税通知書を送付する。墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。

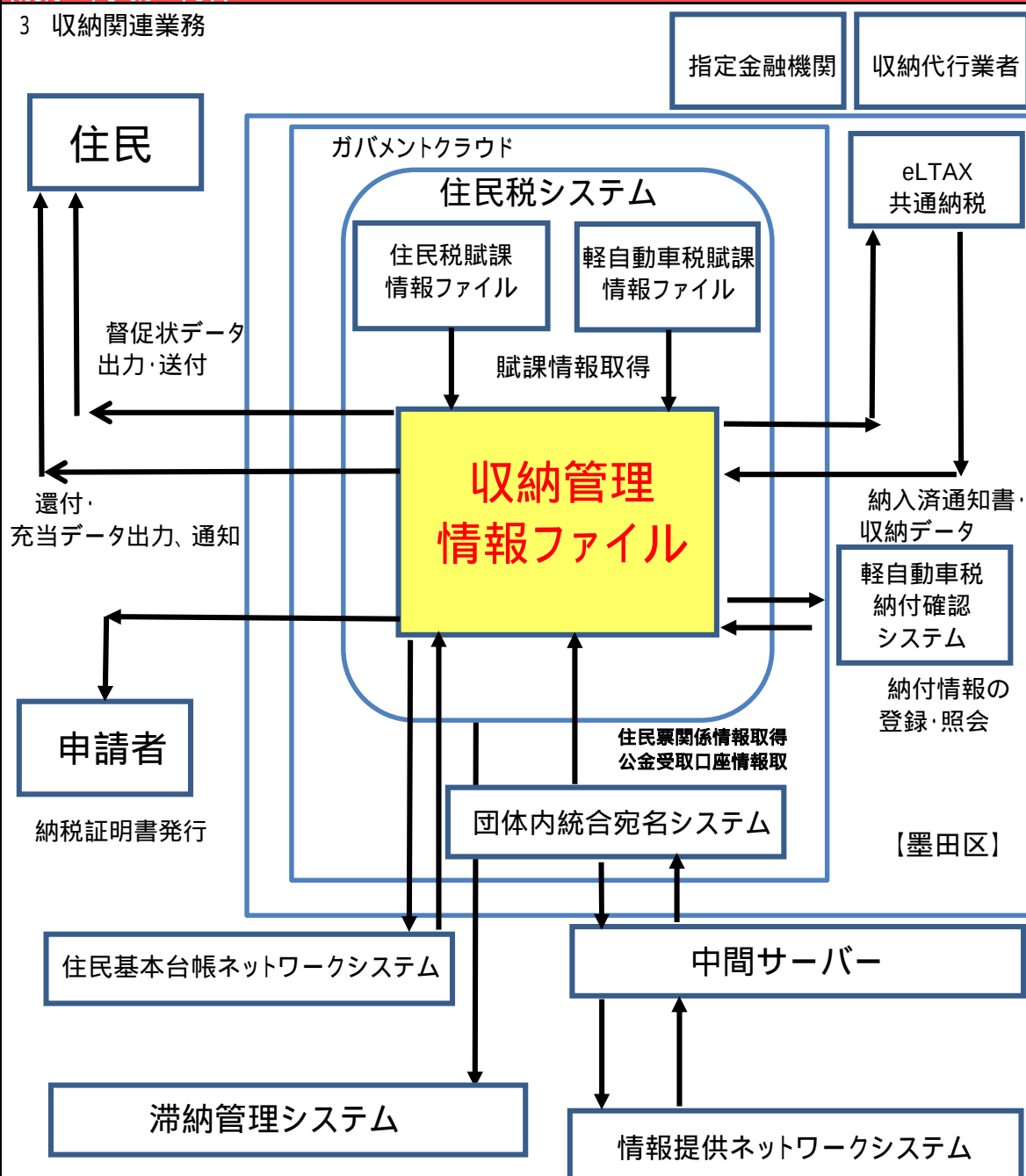
軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)や課税物件異動通知書を旧課税自治体に対し送付する。また、住民票情報等を照会する。

減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報等を取得する。

軽自動車税賦課に当たって必要な情報を団体内統合宛名システムを介して情報照会を行う。

(別添1)事務の内容

3 収納関連業務



(備考)

住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。

個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。

指定金融機関、収納代行業者、eLTAX等から住民等が納付、納入した情報を取得する。また納付書発行データ等を共通納税システムを経由して送付する。

過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。また、住民より公的給付支給等口座登録簿関係資料に登録された公金受取口座での還付金受取の意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得し、処理する。

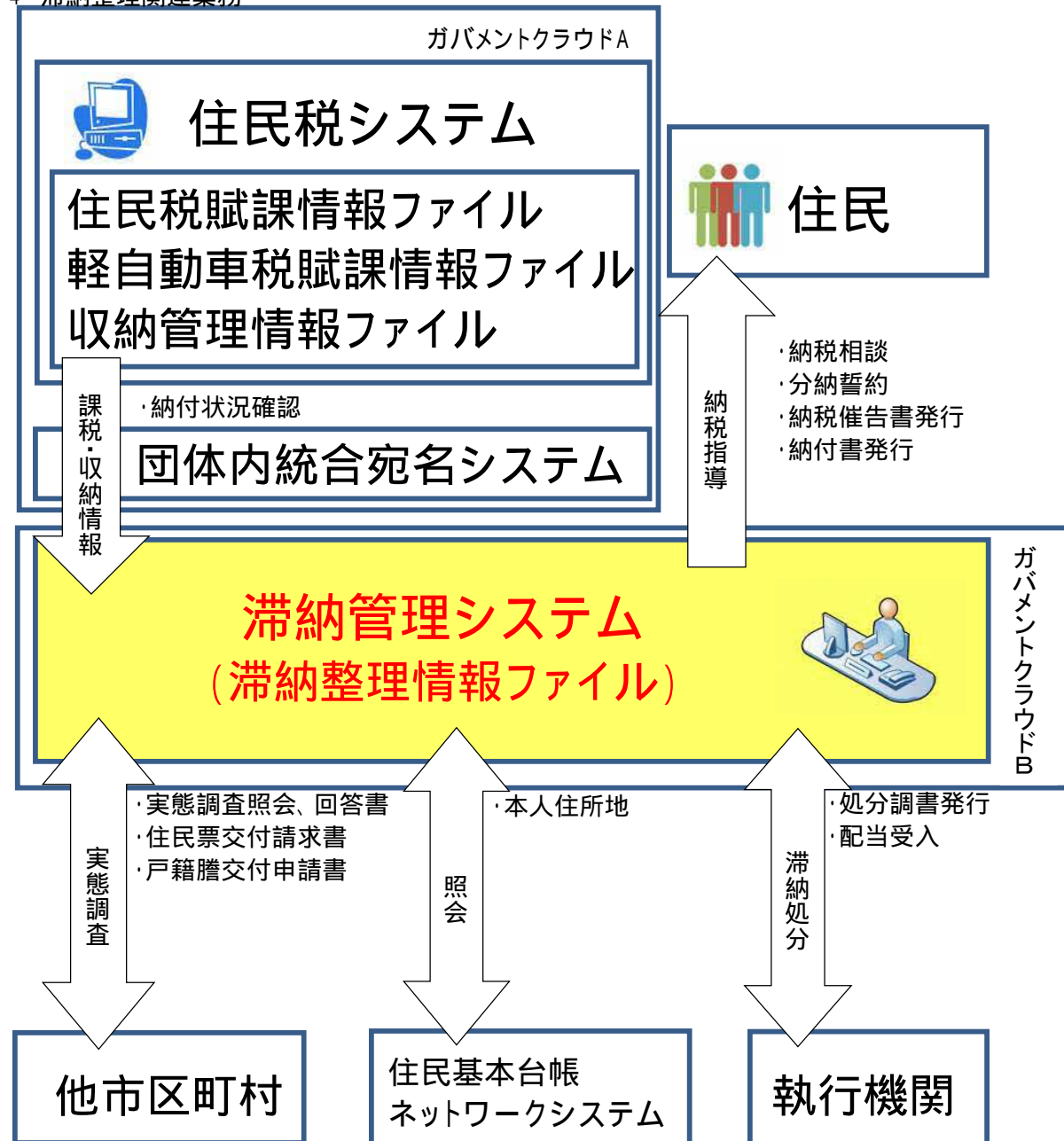
納期限までに完納とならない場合は、地方税法に基づき住民等に督促状を発送する。

収納情報に基づき、申請に応じて各税目の納税証明書を発行する。

軽自動車税納付確認システムを経由して納付情報の登録・照会を行う。

(別添1)事務の内容

4 滞納整理関連業務



(備考)

賦課システムから課税情報、収納システムから収納情報を元に納付状況を確認
住民に対し、納税指導を行う。
他市区町村へ照会・回答を行う。
差押などの滞納処分を執行する。
墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
住民税賦課ファイルの提供先21以降	
提供先21	国家公務員共済組合
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 65の項
提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	< 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先22	国家公務員共済組合連合会
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 66の項
提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	< 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先23	市町村長又は国民健康保険組合
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69の項
提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先24	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 73の項
提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先25	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 76の項
提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先26	都道府県知事等
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 81の項
提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先27	地方公務員共済組合
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 83の項
提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先28	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 84の項
提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先29	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 86の項
提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先30	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 87の項
提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先31	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 88の項
提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先32	都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 89の項
提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先33	都道府県知事等
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 90の項
提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先34	厚生労働大臣又は都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 91の項
提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先35	都道府県知事等
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 92の項
提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先36	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 96の項
提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先37	厚生労働大臣又は都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 98の項
提供先における用途	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先38	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106の項
提供先における用途	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先39	後期高齢者医療広域連合
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 115の項
提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先40	削除

提供先41	特定の優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 124の項
提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先42	都道府県知事等
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 125の項
提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先43	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 129の項
提供先における用途	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先44	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 130の項
提供先における用途	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先45	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 132の項
提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先46	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 137の項
提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先47	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 138の項
提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	＜ 選択肢 ＞ ☐ 10万人以上100万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先48	削除

提供先49	独立行政法人農業者年金基金
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 140の項
提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により、独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先50	独立行政法人日本学生支援機構
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 141の項
提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先51	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 142の項
提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先52	都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144の項
提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	他自治体に課税権がある者及び区外在住の課税対象者等
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先53	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 151の項
提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先54	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 152の項
提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先57	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項
提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先58	教育委員会事務局学務課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
提供先における用途	墨田区就学援助費支給要綱による就学援助費の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先59	番号法第19条第9号に規定する条例事務関係情報照会者
法令上の根拠	番号法第19条第9号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)
提供先における用途	番号法第19条第8号に準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定める事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先60	給与支払者
法令上の根拠	番号法第19条第1号及び地方税法第321条の4
提供先における用途	給与所得に係る個人住民税等における特別徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (通信経路の一部は暗号化されたインターネット回線を使用) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	賦課決定時及び変更時

提供先61	年金保険者
法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項及び同法第321条の7の7第2項
提供先における用途	年金所得に係る個人住民税等における特別徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	賦課決定時及び変更時
提供先62	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第10号及び地方税法第294条第3項
提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収および森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税の賦課徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	随時

提供先63	国税庁長官
法令上の根拠	番号法第19条第10号及び地方税法第317条
提供先における用途	所得税の更正決定等に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者、その被扶養者及びその事業専従者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	随時
提供先64	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 37の項
提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先65	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 75の項
提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先66	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 156の項
提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先67	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項
提供先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先68	削除
提供先69	総務大臣又は都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 4の項
提供先における用途	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先70	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 108の項
提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先71	総務大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 147の項
提供先における用途	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先72	都道府県知事等
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 161の項
提供先における用途	「生活に困窮する外国人 に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。)に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金 の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先73	都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 163の項
提供先における用途	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先74	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 164の項
提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一〇二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先75	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 165の項
提供先における用途	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一〇号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先76	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 166の項
提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先77	文部科学大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 167の項
提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先78	都道府県知事又は都道府県教育委員会
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 168の項
提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先79	都道府県知事又は都道府県教育委員会
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 169の項
提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先80	都道府県知事又は都道府県教育委員会
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 170の項
提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先81	文部科学大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 171の項
提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先82	都道府県知事又は都道府県教育委員会
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 172の項
提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先83	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 173の項
提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

住民税賦課ファイルの移転先21以降

移転先２１	削除
移転先２２	子ども・子育て支援部子育て支援総合センター
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区子育てひろば条例による保育室の利用に関する事
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [1万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	申請時

移転先 2 3	子ども・子育て支援部子育て支援総合センター
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区子どもショートステイ事業実施要綱による子どもショートステイ事業の利用に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	申請時
移転先 2 4	都市計画部住宅課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先 2 5	都市計画部住宅課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先 2 6	都市計画部住宅課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区高齢者個室借上げ住宅条例による墨田区高齢者個室借上げ住宅の管理に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先 27	都市計画部住宅課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区シルバーピア条例によるシルバーハイム八広の管理に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先 28	都市計画部防災まちづくり課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区コミュニティ住宅条例によるコミュニティ住宅の管理に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先 3 1	福祉保健部障害者福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区心身障害者福祉電話事業実施要綱による福祉電話の貸与又は電話料金の助成に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先 3 2	福祉保健部障害者福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区ねたきり重度心身障害者(児)寝具洗たく乾燥助成事業実施要綱による寝具の洗たく又は乾燥の助成に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先 3 3	福祉保健部障害者福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区重度心身障害者(児)紙おむつ等支給要綱による紙おむつ等又はおむつ代の支給に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先 3 4	福祉保健部障害者福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区重度心身障害者(児) 巡回入浴サービス事業実施要綱による巡回入浴サービスの実施に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先35	福祉保健部障害者福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区重度心身障害者火災安全システム及び緊急通報システム事業実施要綱又は墨田区重度身体障害者等民間緊急通報システム事業実施要綱による緊急通報システム等の利用に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先36	福祉保健部障害者福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区心身障害者理美容サービス事業実施要綱による理美容券の交付に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先37	福祉保健部障害者福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱による自動車改造費の助成に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先38	福祉保健部障害者福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区心身障害者自動車運転教習費補助事業要綱による自動車運転教習費用に係る補助金の交付に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先 39	福祉保健部障害者福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱による補聴器購入費用に係る助成金の交付に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先 40	福祉保健部障害者福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区重度身体障害者(児) 住宅設備改善費助成要綱による住宅設備改善費用に係る助成金の交付に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先 4 1	福祉保健部障害者福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区重症心身障害児(者)等介護者支援事業実施要綱による介護者支援事業の利用に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先 4 2	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区障害者移動支援事業実施要綱(平成18年9月29日18墨福障第790号)による移動支援事業の利用に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先 4 3	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区障害者日中一時支援事業実施要綱(平成18年9月29日18墨福障第790号)による日中一時支援事業の利用に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先 4 4	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区重度障害者(児)日常生活用具給付等要綱(昭和61年12月8日61墨厚障第429号)による日常生活用具の給付に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先 4 5	福祉保健部障害者福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先 4 6	福祉保健部生活福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先 47	福祉保健部生活福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区女性福祉資金貸付条例第8条の女性福祉資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
移転先 48	福祉保健部生活福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

移転先 4 9	福祉保健部保健衛生担当保健計画課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱による医療費助成金の支給に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先 5 0	福祉保健部保健衛生担当保健計画課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先 5 1	福祉保健部保健衛生担当保健計画課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先 5 2	福祉保健部保健衛生担当保健計画課、向島保健センター、本所保健センター
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先 5 3	福祉保健部保健衛生担当保健予防課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による結核患者の医療費の助成に関する事務(特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により区が事務を処理することとされたものに限る。)
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先 5 4	福祉保健部保健衛生担当保健予防課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先 5 5	区民部国保年金課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先 5 6	福祉保健部障害者福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区特別永住者障害特別給付金支給事業実施要綱(平成21年3月31日20墨福障第1674号)による特別永住者障害特別給付金の支給に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先 5 9	福祉保健部生活福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先 6 0	福祉保健部生活福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先 6 1	区民部国保年金課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の賦課若しくは徴収に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者、 当該処分に係る保険料滞納者又は当該者と同一の世帯に属する者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	随時
移転先 6 2	区民部国保年金課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区国民健康保険条例による結核・精神医療給付金の支給に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [1万人未満] 1) 1万人未満 2) 1人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先 6 3	区民部国保年金課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	< 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者、 当該処分に係る保険料滞納者又は当該者と同一の世帯に属する者
移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
時期・頻度	随時
移転先 6 4	福祉保健部保健衛生担当向島保健センター、本所保健センター
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年東京都規則第12号)による精神通院医療費の助成に関する事務(特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により区が事務を処理することとされたものに限る。)
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	< 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先 6 5	区民部国保年金課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先 6 6	子ども・子育て支援部子ども施設課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務
移転する情報	個人住民税関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
1	平成30年11月1日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 (P.5)		基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム 3 (P.5)	変更	地方税に関する手続のうち、電子申告が可能なものについて以下の機能別に処理する。 ○ 審査システム ・ 利用届出データの審査、管理 ・ 電子申告データ（給与支払報告書、年金支払報告書）の審査、管理 ・ 特別徴収税額通知データの送信 ・ 年金特別徴収に関する各通知データの送受信 ○ データ連携システム - 基幹税務システムとのデータ連携 - 基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込する。 ○ 国税連携システム ・ 国税連携データ（所得税確定申告書、法定調書、扶養は正情報等）の送受信、検索、出力 ・ 団体間回送（他自治体へ電子データを回送）	地方税に関する手続のうち、電子申告が可能なものについて以下の機能別に処理する。 ○ 審査システム ・ 利用届出データの審査、管理 ・ 電子申告データ（給与支払報告書、年金支払報告書等）の審査、管理 ・ 住登外課税通知データの送受信 ・ 特別徴収税額通知データの送信 ・ 年金特別徴収に関する各通知データの送受信 ○ データ連携システム - 基幹税務システムとのデータ連携 - 基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込する。 ○ 国税連携システム ・ 国税連携データ（所得税確定申告書、法定調書、扶養は正情報等）の送受信、検索、出力 ・ 団体間回送（他自治体へ電子データを回送）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
2	平成30年11月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先 37（別紙2 P.9）	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先37（別紙2 P.9）	変更	提供先における用途：雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務	提供先における用途：労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
3	平成30年11月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先2 (P.20)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先2 (P.20)	変更	移転先における用途：生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	移転先における用途：生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
4	平成30年11月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先41 (別紙3 P.11)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先41 (別紙3 P.11)	変更	移転先における用途：墨田区重症心身障害児(者)介護者支援事業実施要綱による介護者支援事業の利用に関する事務	移転先における用途：墨田区重症心身障害児(者)等介護者支援事業実施要綱による介護者支援事業の利用に関する事務	事前	
5	平成30年11月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先46 (別紙3 P.13)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先46 (別紙3 P.13)	変更	移転先における用途：「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	移転先における用途：「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	事前	
6	平成30年11月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手の時期・頻度 (P.10)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	入手の時期・頻度 (P.10)	変更	○当初賦課時(1月～4月)に入手 ・申告情報(確定申告書、公的年金等支払報告書、給与支払報告書、特別区民税・都民税申告書)：1月～4月にかけて複数回入手 ・生活保護関係情報：1月に入手 ・1月1日現在住民データ：1月に入手 ・年金特別徴収対象者情報、介護・高齢者福祉関係情報：5月に入手 ○個別的に対応する事務に際して入手 ・当初賦課以降の新規賦課、税額更正に関する申告情報：随時入手 ・年金特別徴収通知ファイル：毎月入手 ・本人確認情報、障害者福祉関係情報及び生活保護関係情報：減免の都度、随時入手	○当初賦課時(1月～4月)に入手 ・申告情報(確定申告書等)：1月～4月にかけて複数回入手 ・生活保護関係情報：1月に入手 ・1月1日現在住民データ：1月に入手 ・年金特別徴収対象者情報、介護・高齢者福祉関係情報：5月に入手 ○個別的に対応する事務に際して入手 ・当初賦課以降の新規賦課、税額更正に関する申告情報：随時入手 ・年金特別徴収通知ファイル：毎月入手 ・本人確認情報、障害者福祉関係情報及び生活保護関係情報：減免の都度、随時入手	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
7	平成30年11月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手に係る妥当性 (P.10)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	入手に係る妥当性 (P.10)	変更	申告情報（確定申告書、公的年金等支払報告書、給与支払報告書、特別区民税・都民税申告書）については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、国税庁・年金保険者・給与支払者・住民からの情報提供を受けている。住民基本台帳法（以下、「住基法」という。）第7条に規定する事項、障害者福祉関係情報、生活保護関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報については、本人情報確認の事務効率化のため、団体内統合宛名システム、情報提供ネットワークシステム等を利用して入手する。なお、区外在住者等の本人確認情報の入手は、住民基本台帳ネットワークシステムにより行う。	申告情報については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、国税庁・年金保険者・給与支払者・住民からの情報提供を受けている。住民基本台帳法（以下、「住基法」という。）第7条に規定する事項、障害者福祉関係情報、生活保護関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報については、本人情報確認の事務効率化のため、団体内統合宛名システム、情報提供ネットワークシステム等を利用して入手する。なお、区外在住者等の本人確認情報の入手は、住民基本台帳ネットワークシステムにより行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
8	令和1年6月18日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 (P.12)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項3 (P.12)	変更	地方税電子化協議会から伝送される範囲となる。	地方税共同機構から伝送される範囲となる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
9	令和1年6月18日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先11(P.23)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先11(P.23)	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
10	令和1年6月18日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先42(P.11)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先42(P.11)	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
11	令和1年6月18日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先43(P.12)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先43(P.12)	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
12	令和1年6月18日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先44(P.12)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先44(P.12)	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
13	令和1年6月18日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 記録される項目(別添2) ファイル記録項目(住民税)(P.43)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	記録される項目(別添2) ファイル記録項目(住民税)(P.43)	変更	1 個人住民税賦課情報ファイル (1) 識別情報 個人番号、宛名番号 (2) 連絡先等情報 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名 (3) 業務関連情報 自治体コード、賦課年度、宛名番号、徴収区分、履歴No、課税番号・指定番号、生年月日、性別、受給者番号、非課税区分、 (中略) 控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、同居老親等扶養親族数、老人扶養親族数、特定扶養親族数、一般扶養者数、 (中略) 所得割額(都)、均等割額(都)、年税額、還付額、充当額	1 個人住民税賦課情報ファイル (1) 識別情報 個人番号、宛名番号 (2) 連絡先等情報 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名 (3) 業務関連情報 自治体コード、賦課年度、宛名番号、徴収区分、履歴No、課税番号・指定番号、生年月日、性別、受給者番号、非課税区分、 (中略) 控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、同一生計配偶者、同居老親等扶養親族数、老人扶養親族数、特定扶養親族数、一般扶養者数、 (中略) 所得割額(都)、均等割額(都)、年税額、還付額、充当額	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項目番号	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
14	令和1年6月18日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 (P.37～42)	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要		(P.37～42)	変更	別添1のとおり	別添2のとおり	事後	
15	令和1年6月18日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (P.71～77)	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策		(P.71～77)	変更	別添3のとおり	別添4のとおり	事後	
16	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先65 (別紙3 P.23)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先65 (別紙3 P.23)	追加		移転先65：区民部国保年金課 法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 移転先における用途：年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金に関する事務 移転する情報：個人住民税関係情報 移転する情報の対象となる本人の数：1万人以上10万人未満 移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 移転方法：庁内連携システム 時期・頻度：新規賦課及び税額更正時	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
17	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先66 (別紙3 P.23)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先66 (別紙3 P.23)	追加		移転先66：子ども・子育て支援部子ども施設課 法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 移転先における用途：児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務 移転する情報：個人住民税関係情報 移転する情報の対象となる本人の数：1万人未満 移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 移転方法：庁内連携システム 時期・頻度：新規賦課及び税額更正時	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
18	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先62 (別紙2 P.22)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先62 (別紙2 P.22)	変更	提供する情報の対象となる本人の範囲： 個人住民税関係情報	提供する情報の対象となる本人の範囲： 個人住民税の課税対象者	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない。
19	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先64 (別紙2 P.23)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先64 (別紙2 P.23)	追加		提供先64：市町村長 法令上の根拠：番号法第19条第7号 別表第二（第20項） 提供先における用途：身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 提供する情報：個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 提供方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない。
20	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先65 (別紙2 P.23)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先65 (別紙2 P.23)	追加		提供先65：市町村長 法令上の根拠：番号法第19条第7号 別表第二（第53項） 提供先における用途：知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 提供する情報：個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 提供方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
21	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先66 (別紙2 P.23)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先66 (別紙2 P.23)	追加		提供先66：厚生労働大臣 法令上の根拠：番号法第19条第7号 別表第二(第117項) 提供先における用途：年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務 提供する情報：個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 提供方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
22	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.53)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.53)	変更	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
23	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その内容 (P.53)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	その内容 (P.53)	変更	(空欄)	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月17日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
24	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 再発防止策の内容 (P.68)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	再発防止策の内容 (P.68)	変更	(空欄)	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
25	令和1年12月13日	基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の内容(P.3)		基本情報	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	事務の内容 (P.3)	変更	2 軽自動車税賦課関連業務 【概要】 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税を賦課する。 【処理の流れ】 住民等から軽自動車税申告書の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムに登録する。 住民等から軽自動車税廃車申告書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。	2 軽自動車税賦課関連業務 【概要】 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。 【処理の流れ】 住民等から軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムに登録する。 住民等から軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
26	令和1年12月13日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】（別添1）事務の内容 (P.2)	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	（別添1）事務の内容		(P.2)	変更	（備考） 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税を賦課する。 具体的には、 住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税申請書等の提出を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書等を交付する。 賦課処理をし、住民等に対し、納税通知書を送付する。 軽自動車税申告書や課税物件異動通知書を旧課税自治体に対し送付する。また、住民票情報等を照会する。	（備考） 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。 具体的には、 住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書等を交付する。 賦課処理をし、住民等に対し、納税通知書を送付する。 軽自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）や課税物件異動通知書を旧課税自治体に対し送付する。また、住民票情報等を照会する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
27	令和1年12月13日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3 . 特定個人情報の入手・使用 入手の時期・頻度(P.30)	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3 . 特定個人情報の入手・使用	入手の時期・頻度(P.30)	変更	○定期的に入手する情報 ・住基法第7条に規定する事項：住民基本台帳更新の都度、随時入手 ・軽自動車税申告書情報：毎月2回入手	○定期的に入手する情報 ・住基法第7条に規定する事項：住民基本台帳更新の都度、随時入手 ・軽自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）情報：毎月2回入手	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
28	令和1年12月13日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3 . 特定個人情報の入手・使用 本人への明示(P.30)	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3 . 特定個人情報の入手・使用	本人への明示 (P.30)	変更	・軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第447条及び番号法別表第二第27項に規定されている。	・軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第463条の19及び番号法別表第二第27項に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
29	令和1年12月13日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.61)	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.61)	変更	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
30	令和1年12月13日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その内容(P.61)	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	その内容(P.61)	変更	(空欄)	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月15日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
31	令和1年12月13日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 再発防止策の内容(P.68)	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	再発防止策の内容(P.68)	変更	(空欄)	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
32	令和1年12月13日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.68)	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.68)	変更	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
33	令和1年12月13日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 再発防止策の内容 (P.68)	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	再発防止策の内容 (P.68)	変更	(空欄)	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
34	令和1年12月13日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その内容 (P.68)	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	その内容 (P.68)	変更	(空欄)	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月16日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
35	令和1年12月13日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 再発防止策の内容 (P.68)	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	再発防止策の内容 (P.68)	変更	(空欄)	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
36	令和1年12月13日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.75)	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.75)	変更	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
37	令和1年12月13日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その内容(P.75)	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	その内容 (P.75)	変更	(空欄)	平成 2 9 年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約 1 2 万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成 3 0 年 1 2 月 1 7 日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
38	令和1年12月13日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 再発防止策の内容 (P.68)	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	再発防止策の内容 (P.68)	変更	(空欄)	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
39	令和1年12月13日	リスク対策 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先		リスク対策	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	連絡先	変更	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話：03-5608-6241	墨田区民部税務課税務係 郵便番号130-8648 東京都墨田区吾妻橋一丁目2 3 番 2 0 号 電話：03-5608-6008	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
40	令和2年2月17日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 1 (P.4)		基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム 1 (P.4)	変更	1 個人住民税の賦課事務に関する処理を行う。 ・当初課税処理：年度当初の賦課決定 ・例月課税処理：年度当初の賦課決定後の課税処理 ・課税照会処理：個人、事業所の課税内容照会 ・一括異動処理：収納、所得情報の決裁処理 ・一括発行処理：納税通知書・納付書等の発行、調定表等の帳票作成 ・データ取込処理：電子データ化された確定申告書、給与支払報告書等の取込 ・年金特徴処理：年金特徴（公的年金からの特別徴収）の判定、税額通知データ等の作成 ・税照会証明処理：課税・非課税証明書の発行	1 個人住民税の賦課事務に関する処理を行う。 ・当初課税処理：年度当初の賦課決定 ・例月課税処理：年度当初の賦課決定後の課税処理 ・確定申告受付処理：年度当初の区申告書等のデータ作成 ・課税照会処理：個人、事業所の課税内容照会 ・一括異動処理：収納、所得情報の決裁処理 ・一括発行処理：納税通知書・納付書等の発行、調定表等の帳票作成 ・データ取込処理：電子データ化された確定申告書、給与支払報告書等の取込 ・年金特徴処理：年金特徴（公的年金からの特別徴収）の判定、税額通知データ等の作成 ・税照会証明処理：課税・非課税証明書の発行	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
41	令和2年6月12日	基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠		基本情報	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	法令上の根拠	変更	・番号法第19条第7号 別表第二 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85-2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項 （第27の項） ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	【情報照会】 ・番号法 第19条第7号別表第2 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 【情報提供】 ・番号法 第19条第7号 別表第2 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 番号法第19条第7号別表第2の29、71、115の項については主務省令で定められていない。	事後	記載内容の精査による、番号法別表の項番追加及び主務省令の条文追加並びに文言修正等の形式的な変更であるため、重要な変更には当たらない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
42	令和2年6月12日	【 1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6 . 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【 1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6 . 特定個人情報の保管・消去	保管場所	変更	< 住民税システムにおける措置 > ・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳）を行っている区画に設置したサーバー内に保管。 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているＩＤ及びパスワードによる認証が必要。	< 墨田区における措置 > ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(ＩＤカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 ・課税原票管理システムにおいてはセキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳）を行っている区画に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているＩＤ及びパスワードによる認証が必要。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更当たらない。
43	令和2年6月12日	【 2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6 . 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【 2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6 . 特定個人情報の保管・消去	保管場所	変更	< 軽自動車税システムにおける措置 > ・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳）に設置したサーバー内に保管。 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているＩＤ及びパスワードによる認証が必要。	< 墨田区における措置 > ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(ＩＤカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更当たらない。
44	令和2年6月12日	【 3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6 . 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【 3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6 . 特定個人情報の保管・消去	保管場所	変更	・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳）に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているＩＤ及びパスワードによる認証が必要	< 墨田区における措置 > ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(ＩＤカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更当たらない。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
45	令和2年10月9日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先67 (別紙3 P.24)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先67 (別紙3 P.24)	追加		移転先67：福祉保健部保健衛生担当保健予防課 法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 移転先における用途：墨田区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務 移転する情報：個人住民税関係情報 移転する情報の対象となる本人の数：1万人未満 移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 移転方法：庁内連携システム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
46	令和3年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	保管場所	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	
47	令和3年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3：従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク3：従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	変更	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑制している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他市区町村や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞記事等を課内にて情報共有している。 ・非常勤職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑制している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他市区町村や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞記事等を課内にて情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	事後	職員の名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
48	令和3年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	変更	< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・情報照会機能（ 1 ）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト（ 2 ）との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（ 3 ）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （ 1 ）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 （ 2 ）番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （ 3 ）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・情報照会機能（ 1 ）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト（ 2 ）との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（ 3 ）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （ 1 ）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 （ 2 ）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （ 3 ）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	事前	

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
49	令和3年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク 5. 不正な提出が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク 5：不正な提出が行われるリスク リスクに対する措置の内容	変更	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能（ ）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報の提供が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報の提供が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （ ）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能（ ）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報の提供が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報の提供が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （ ）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能	事前	
50	令和3年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 物理的対策 具体的な対策の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	物理的対策 具体的な対策の内容	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事前	
51	令和3年3月31日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	保管場所	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
52	令和3年3月31日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	変更	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e - ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・非正規職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e - ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	事後	職員の名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
53	令和3年3月31日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	変更	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (2) 番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	事前	
54	令和3年3月31日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 物理的対策 具体的な対策の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	物理的対策 具体的な対策の内容	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事前	

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
55	令和3年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	変更	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・非正規職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	事後	職員の名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
56	令和3年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	変更	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・非正規職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	事後	職員の名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
57	令和3年3月31日	その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		その他のリスク対策	2. 従業者に対する教育・啓発	従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	変更	<住民税システムの運用における措置> ・職員等（非常勤職員、臨時職員等を含む）に対し、課内研修において個人情報保護について指導するとともに、全庁的な個人情報保護に関する研修を受講する。 ・違反行為を行った者に対してはその都度指導を行うこととするが、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託事業者に対しては、契約条項に個人情報保護に関する事項を定め、契約を締結している。	<住民税システムの運用における措置> ・職員等（会計年度職員等を含む）に対し、課内研修において個人情報保護について指導するとともに、全庁的な個人情報保護に関する研修を受講する。 ・違反行為を行った者に対してはその都度指導を行うこととするが、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託事業者に対しては、契約条項に個人情報保護に関する事項を定め、契約を締結している。	事後	職員の名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
58	令和3年3月31日	その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		その他のリスク対策	2. 従業者に対する教育・啓発	従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（持続運用規定等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	事前	

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
59	令和3年6月10日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先13	変更	移転先における用途: 生計困難者等に対する介護保険サービスの利用料の減額に関する事務 低所得者介護サービス利用助成金の支給に関する事務 高齢者軽度生活援助サービス事業に関する事務 介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業に関する事務	移転先における用途: 生計困難者等に対する介護保険サービスの利用料の減額に関する事務 高齢者軽度生活援助サービス事業に関する事務 介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
60	令和3年6月10日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先12	変更	移転先における用途: 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 墨田区特別保育の利用に関する条例による休日保育、年末保育、一時保育及び緊急一時保育の利用に関する事務	移転先における用途: 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 墨田区特別保育の利用に関する条例による休日保育、年末保育、一時保育及び緊急一時保育の利用に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
61	令和3年6月10日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先49(別紙3)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先49(別紙3)	変更	移転先における用途: 墨田区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱による妊娠高血圧症候群等医療費助成金の支給に関する事務	移転先における用途: 墨田区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱による医療費助成金の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
62	令和3年6月10日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先56(別紙2)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先56(別紙2)	変更	移転先における用途: 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	移転先における用途: 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
63	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先 67 (別紙2 P.23)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先67 (別紙2 P.23)	追加		提供先67: 市町村長 法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二(第121項) 提供先における用途: 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 提供する情報: 個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数: 10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲: 個人住民税の課税対象者 提供方法: 情報提供ネットワークシステム 時期・頻度: 照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
64	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先 68 (別紙2 P.24)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先68 (別紙2 P.24)	追加		提供先68: 社会福祉協議会 法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二(第30項) 提供先における用途: 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務 提供する情報: 個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数: 10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲: 個人住民税の課税対象者 提供方法: 情報提供ネットワークシステム 時期・頻度: 照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
65	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先 68 (別紙3 P.24)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先68 (別紙3 P.24)	追加		移転先68: 子ども・子育て支援部子育て支援課、福祉保健部厚生課 法令上の根拠: 番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 移転先における用途: 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 移転する情報: 個人住民税関係情報 移転する情報の対象となる本人の数: 1万人以上10万人未満 移転する情報の対象となる本人の範囲: 個人住民税の課税対象者 移転方法: 庁内連携システム 時期・頻度: 照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
66	令和4年3月23日	基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠		基本情報	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	法令上の根拠	変更	【情報照会】 - 番号法 第19条第7号別表第2 27の項 - 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 【情報提供】 - 番号法 第19条第7号 別表第2 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（略） - 番号法第19条第7号別表第2の29、71、115の項については主務省令で定められていない。	【情報照会】 - 番号法 第19条第8号別表第2 27の項 - 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 【情報提供】 - 番号法 第19条第8号 別表第2 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（略） - 番号法第19条第8号別表第2の29、71、115の項については主務省令で定められていない。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
67	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 法令上の根拠（提供先21～57、64～66）	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	法令上の根拠（提供先21～57、64～66）	変更	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
68	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先59	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先59	変更	番号法第19条第8号に規定する条例事務関係情報照会者	番号法第19条第9号に規定する条例事務関係情報照会者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
69	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 法令上の根拠（提供先59）	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	法令上の根拠（提供先59）	変更	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号）	番号法第19条第9号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
70	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先における用途(提供先59)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先における用途(提供先59)	変更	番号法第19条第7号に準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定める事務	番号法第19条第8号に準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定める事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
71	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 法令上の根拠(提供先62、63)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	法令上の根拠(提供先62、63)	変更	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
72	令和4年3月23日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 本人への明示	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	本人への明示	変更	個人住民税及び軽自動車税の滞納処分に必要な各種情報については、番号法第19条第14号に規定されている。	個人住民税及び軽自動車税の滞納処分に必要な各種情報については、番号法第19条第15号に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
73	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先21 (別紙3 P.1)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先21 (別紙3 P.1)	変更	移転先21: 子ども・子育て支援部子育て支援総合センター 法令上の根拠: 番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 移転先における用途: 墨田区ショートナースリー事業実施要綱による短期保育の実施に関する事務管理に関する事務 移転する情報: 個人住民税関係情報 移転する情報の対象となる本人の数: 1万人未満 移転する情報の対象となる本人の範囲: 個人住民税の課税対象者 移転方法: 庁内連携システム 時期・頻度: 申請時	移転先21: 削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
74	令和4年6月16日	基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠		基本情報	5. 個人番号の利用	法令上の根拠	変更	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
75	令和4年6月16日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 記録される項目 全ての記録項目(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	記録される項目 全ての記録項目(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	変更	1 個人住民税賦課情報ファイル (1) 識別情報 個人番号、宛名番号 (2) 連絡先等情報 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名 (3) 業務関連情報 (略)、所得税・寄附金控除、(略)、業務雑所得、ひとり親、ひとり親控除にかかる 控除額、新生命支払額、旧生命支払額、介護医療支払額、新個人生命支払額、旧個人支払額、妻有区分、医療費支払額、スイッチOTC支払額、特例寄附額、特例以外寄附額、都条例寄附額、区条例寄附額、所得割減免額(区)、所得割減免額(都)、均等割減免額(区)、均等割減免額(都)、居住開始年月日、障害種別、障害等級、所得金額調整控除	1 個人住民税賦課情報ファイル (1) 識別情報 個人番号、宛名番号 (2) 連絡先等情報 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名 (3) 業務関連情報 (略)、所得税・寄附金控除、(略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
76	令和4年6月16日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	変更	発生あり	発生なし	事後	事故発生時期から3年が経過したため

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
77	令和4年6月16日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その内容 (P.53)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	その内容	変更	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため
78	令和4年6月16日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 再発防止策の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	再発防止策の内容	変更	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため
79	令和4年6月16日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	変更	発生あり	発生なし	事後	事故発生時期から3年が経過したため
80	令和4年6月16日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	その内容	変更	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
81	令和4年6月16日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 再発防止策の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	再発防止策の内容	変更	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため
82	令和4年6月16日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.68)	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.68)	変更	発生あり	発生なし	事後	事故発生時期から3年が経過したため
83	令和4年6月16日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その内容(P.68)	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	その内容(P.68)	変更	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため
84	令和4年6月16日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 再発防止策の内容(P.68)	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	再発防止策の内容(P.68)	変更	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
85	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.75)	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.75)	変更	発生あり	発生なし	事後	事故発生時期から3年が経過したため
86	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その内容(P.75)	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	その内容 (P.75)	変更	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため
87	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 再発防止策の内容 (P.68)	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	再発防止策の内容 (P.68)	変更	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため
88	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報の概要 2. 基本情報 対象となる本人の範囲	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	対象となる本人の範囲	変更	個人住民税、軽自動車税の納税義務者 個人住民税、軽自動車税の適正な滞納処分を行うにあたり、特定個人情報が必要なため。	個人住民税及び軽自動車税の納税義務者 その必要性：個人住民税及び軽自動車税の適正な滞納処分を行うため。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
89	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 記録される項目	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	記録される項目	変更	主な記録項目：[] 雇用・労働関係情報 その妥当性： ○ 識別情報：対象者を正確に特定するために記録 ○ 連絡先等情報：納税催告書等の発送に際し送付先確認のため、本人への連絡等のために記録 ○ 業務関係情報：個人住民税及び軽自動車税の滞納整理事務において、滞納者の実態を正確に把握するために記録	主な記録項目：[○] 雇用・労働関係情報 その妥当性： ○ 識別情報：対象者を正確に特定するため。 ○ 連絡先等情報：納税催告書等の送付先確認及び本人への連絡等のため。 ○ 業務関係情報：滞納者の実態を正確に把握するため。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
90	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報 の入手・使用	入手方法	変更	[○] その他 （課税原票管理システムの閲覧のみ。）	[○] その他 （課税原票管理システム（閲覧のみ））	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
91	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手の時期・頻度	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報 の入手・使用	入手の時期・頻度	変更	課税原票管理システムにて課税状況や納付状況等の確認を行うに当たり、個人番号が当該システムの画面に表示されるが、閲覧のみである。	滞納者の課税状況や納付状況等の確認を行う際	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
92	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手に係る妥当性	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報 の入手・使用	入手に係る妥当性	変更	課税原票管理システムにて課税状況や納付状況等の確認を行うに当たり、個人番号が当該システムの画面に表示されるが、閲覧のみである。	地方税法20条の11により、地方税に関する調査について必要がある場合に参考となる資料を閲覧している。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
93	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 本人への明示	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	本人への明示	変更	個人住民税及び軽自動車税の滞納処分に必要な各種情報については、番号法第19条第15号に規定されている。	滞納整理に必要な調査については、地方税法20条の11に記載されている。また、墨田区個人情報保護条例15条によって、業務上必要な範囲において利用していることを広く区民に周知している。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
94	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用目的	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	使用目的	変更	個人住民税及び軽自動車税の適正な滞納管理	個人住民税及び軽自動車税の適正な滞納処分を行うため	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
95	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	使用方法	変更	滞納情報と住基法第7条に規定する事項を突合するものの、個人番号は課税原票管理システムに表示されるものの閲覧のみである。	滞納情報と住基法第7条に規定する事項を突合させる（課税原票管理システムは閲覧のみ）。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
96	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	保管場所	変更	課税原票管理システムの閲覧のみであるが、当該システムは以下のような保管場所にある。 ・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳）に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要	・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳）に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
97	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管期間	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	保管期間	変更	課税原票管理システムの閲覧のみであるため、滞納整理事務では特定個人情報を保管していない。	滞納整理事務では閲覧のみを行っている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
98	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 消去方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	消去方法	変更	上記のとおり、当該事務において特定個人情報を保管していないため、消去するものがない。	ディスク交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を使用して完全に消去する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更には当たらない。
99	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	変更	印刷ができないよう、課税原票管理システムの閲覧のみに限定されている。	課税原票管理システムの閲覧は、4 情報等を基に対象者を特定した後、画面遷移する仕組みとなっており、対象者以外の特定個人情報を誤って閲覧することがないシステムである。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
100	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	変更	閲覧のみのため、必要な情報以外を入手することはない。	課税原票管理システムに記載されている情報は、税額を決定するにあたり必要な情報のみ記載されているため、業務上不必要な情報は記載されない。なお、各機関への調査は、墨田区特別区税条例施行規則に定められた様式により照会を行い、不必要な情報を入手していない。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
101	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報の不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク3: 入手した特定個人情報の不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	変更	閲覧のみのため、存在しない。	1 住民税賦課情報ファイルに記載されている。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
102	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報の不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク3: 入手した特定個人情報の不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	変更	閲覧のみのため、存在しない。	1 住民税賦課情報ファイルに記載されている。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
103	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報の不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク3: 入手した特定個人情報の不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	変更	閲覧のみのため、存在しない。	課税資料及び添付書類との照合により正確性を確保している。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
104	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報の漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク4: 入手の際に特定個人情報の漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	変更	閲覧のみであり、メモを取らないようにしている。	閲覧のみとなっている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
105	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	変更	課税原票管理システムの管理者が管理している。	課税原票管理システムを利用する必要がある職員を特定し機能を制限している。また、システムにアクセスするにはユーザーID・生体認証・パスワードによる認証が必要である。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
106	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	変更	課税原票管理システムの管理者が管理している。	毎年度、課税原票管理システムの管理者が権限の更新を行っている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
107	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	変更	課税原票管理システムの管理者が管理している。	毎年度、課税原票管理システムの管理者が権限の更新を行っている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
108	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容:	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容:	変更	閲覧時にメモ等の記録を取らないよう、教育・指導している。	閲覧時にメモ等の記録を取らないよう、教育・指導している。また、地方税法22条、住民基本台帳法42条、番号法による罰則があることを職員に周知している。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更には当たらない。

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
109	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	変更	発生あり	発生なし	事後	事故発生時期から3年が経過したことによる変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
110	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その内容	変更	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた（平成30年12月14日発覚）。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	（空欄）	事後	事故発生時期から3年が経過したことによる変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
111	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 再発防止策の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 再発防止策の内容	変更	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	（空欄）	事後	事故発生時期から3年が経過したことによる変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
112	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 死者の個人番号:	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 死者の個人番号:	変更	保管している	保管していない	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更には当たらない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
113	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	変更	保管していない。	特定個人情報を紙・電子データともに所持しないよう努めている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
114	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	変更	保管していないため、存在しない。	特定個人情報を所持していない。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
115	令和4年6月16日	特定個人情報ファイルの概要	【1 住民税賦課情報ファイル】		6. 特定個人情報の保管・消去	消去方法	変更	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を使用して完全に消去する。	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
116	令和4年6月16日	特定個人情報ファイルの概要	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】		6. 特定個人情報の保管・消去	消去方法	変更	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を使用して完全に消去する。	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
117	令和4年6月16日	特定個人情報ファイルの概要	【 4 滞納整理情報ファイル】		6．特定個人情報の保管・消去	消去方法	変更	ディスク交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を使用して完全に消去する。	ディスク交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
118	令和4年6月16日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	【 1 住民税賦課情報ファイル】	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク 2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	リスクに対する措置の内容	変更	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
119	令和4年6月16日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	【 1 住民税賦課情報ファイル】	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク 3：入手した特定個人情報が入り込まないリスク	リスクに対する措置の内容	変更	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
120	令和4年6月16日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	【 2 軽自動車税賦課情報ファイル】	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク 2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	リスクに対する措置の内容	変更	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
121	令和4年6月16日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	リスクに対する措置の内容	変更	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
122	令和5年3月31日	基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の内容		基本情報	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	事務の内容	変更	1 個人住民税の賦課業務 【概要】 ・地方税法に基づき、国税庁・住民から提出された申告や、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書等を基に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から課税・非課税証明書を発行する。 【処理の流れ】 国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。 eLTAXにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。 ・ で取得した申告情報の入力を行う。 ・ で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税資料の画像を随時閲覧できるようにする。 当初課税時においては大量の申告情報が届くため、パンチ事業者に申告データの作成を委託する。 パンチ入力した申告データを住民税システムに取込を行う。	1 個人住民税の賦課業務 【概要】 ・地方税法に基づき、国税庁・住民から提出された申告や、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書等を基に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から課税・非課税証明書を発行する。 【処理の流れ】 国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。 eLTAXにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。 ・ で取得した申告情報の入力を行う。一部の単純・反復的な内容については、RPAツールにより入力させる。 ・ で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税資料の画像を随時閲覧できるようにする。 当初課税時においては大量の給与支払報告書等が届くため、課税原票管理システムで登録後にOCR処理し、データ化させる。 で取得した給与支払報告書等のデータを住民税システムに取込を行う。	事後	についてはリスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。 については漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
123	令和5年3月31日	基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の内容		基本情報	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	事務の内容	変更	2 軽自動車税賦課関連業務 【概要】 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。 【処理の流れ】 住民等から軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムに登録する。 住民等から軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。 他自治体の申告書等については、当該自治体へ回送する。 上記の手続きにより把握した4月1日現在の所有者（納税義務者）に対し、賦課情報を作成する。 納税義務者に税額を通知する。 減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて、団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報等を取得する。	2 軽自動車税賦課関連業務 【概要】 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。 【処理の流れ】 住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出（四輪の新車登録は電子申告（地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可））を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市区町村提供システム経由で軽自動車検査情報を取得する。 住民等から軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。 他自治体の申告書等については、当該自治体へ回送する。 上記の手続きにより把握した4月1日現在の所有者等（納税義務者）に対し、賦課情報を作成する。 納税義務者に税額を通知する。墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて、団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。（ は事前）
124	令和5年3月31日	基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の内容		基本情報	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	事務の内容	変更	3 収納関連業務 地方税法に基づき賦課された個人住民税及び軽自動車税の収納情報を管理する。 【処理の流れ】 住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。 個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 指定金融機関から住民等が納付、納入した情報を取得する。 過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。 納期限までに完納とならない場合は、地方税法に基づき住民等に督促状を発送する。 収納情報に基づき、申請に応じて各税目の納税証明書を発行する。	3 収納関連業務 地方税法に基づき賦課された個人住民税及び軽自動車税の収納情報を管理する。 【処理の流れ】 住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 指定金融機関、収納代行業者、eLTAX等から住民等が納付、納入した情報を取得する。また納付書発行データ等を共通納税システムを経由して送付する。 過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。また、住民より公的給付支給等口座登録簿関係資料に登録された公金受取口座での還付金受取の意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得し、処理する。 納期限までに完納とならない場合は、地方税法に基づき住民等に督促状を発送する。 収納情報に基づき、申請に応じて各税目の納税証明書を発行する。 軽自動車税納付確認システムを経由して納付情報の登録・照会を行う。	事前	重要な変更 ① 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。（ については事後）

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
125	令和5年3月31日	基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の内容		基本情報	1 . 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	事務の内容	変更	4 滞納整理関連業務 【概要】 地方税法、国税徴収法に基づき、個人住民税及び軽自動車税等の滞納情報を管理する。 【処理の流れ】 個人住民税及び軽自動車税の賦課・収納情報を各システムから取得する。 滞納者に納税催告書等を発送する。	4 滞納整理関連業務 【概要】 地方税法、国税徴収法に基づき、個人住民税及び軽自動車税等の滞納情報を管理する。 【処理の流れ】 個人住民税及び軽自動車税の賦課・収納情報を各システムから取得する。 滞納者に納税催告書等を発送する。墨田区に住民登録がない者については、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
126	令和5年3月31日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 システムの機能		基本情報	2 . 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム2 システムの機能	変更	1 課税資料や電子申告データをデジタルイメージ化し、基幹税務システムと連動させることにより、課税事務の効率化や問合せに対する迅速化を図る。 ・課税資料、電子申告データの画像データ化 ・画像データの管理、検索、出力 ・基幹税務システムとの連携 ・他市回送する課税資料の一括印刷 2 給与所得者異動届出書等に記載された文字をOCR機能によりデータ化し、別途のシステム（RPAツール）で自動入力をさせることで業務の効率化を図る。 ・OCR処理による給与所得者異動届出書等のデータ化 ・不読判定としたデータの修正 ・OCR処理結果等のファイル出力 ・宛名番号一括登録機能 3 紙媒体の給与支払報告書に記載された文字をAI-OCR機能によりデータ化させることで、給与支払報告書のデータ作成を内製化させる。 ・OCR処理による紙媒体の給与支払報告書のデータ化機能 ・OCR処理後のエラー修正 ・OCR処理結果等のファイル出力 ・AIエンジンのアップグレード	1 課税資料や電子申告データをデジタルイメージ化し、基幹税務システムと連動させることにより、課税事務の効率化や問合せに対する迅速化を図る。 ・課税資料、電子申告データの画像データ化 ・画像データの管理、検索、出力 ・基幹税務システムとの連携 ・他市回送する課税資料の一括印刷 2 給与所得者異動届出書等に記載された文字をOCR機能によりデータ化し、別途のシステム（RPAツール）で自動入力をさせることで業務の効率化を図る。 ・OCR処理による給与所得者異動届出書等のデータ化 ・不読判定としたデータの修正 ・OCR処理結果等のファイル出力 ・宛名番号一括登録機能 3 紙媒体の給与支払報告書に記載された文字をAI-OCR機能によりデータ化させることで、給与支払報告書のデータ作成を内製化させる。 ・OCR処理による紙媒体の給与支払報告書のデータ化機能 ・OCR処理後のエラー修正 ・OCR処理結果等のファイル出力 ・AIエンジンのアップグレード	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
127	令和5年3月31日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 他のシステムとの接続		基本情報	2 . 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム2 他のシステムとの接続	変更	[]税務システム	[○]税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
128	令和5年3月31日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 システムの機能		基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム3 システムの機能	変更	地方税に関する手続のうち、電子申告が可能なものについて以下の機能別に処理する。 ○審査システム ・利用届出データの審査、管理 ・電子申告データ（給与支払報告書、年金支払報告書等）の審査、管理 ・住登外課税データの送受信 ・特別徴収税額通知データの送信 ・年金特別徴収に関する各通知データの送受信 ○データ連携システム ・基幹税務システムとのデータ連携 基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込する。 ○国税連携システム ・国税連携データ（所得税確定申告書、法定調書、扶養は正情報等）の送受信、検索、出力 ・団体間回送（他自治体へ電子データを回送）	地方税に関する手続のうち、電子申告が可能なものについて以下の機能別に処理する。 ○審査システム ・利用届出データの審査、管理 ・電子申告データ（給与支払報告書、年金支払報告書等）の審査、管理 ・住登外課税データの送受信 ・特別徴収税額通知データの送信 ・年金特別徴収に関する各通知データの送受信 ○データ連携システム ・基幹税務システムとのデータ連携 基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込する。 ・共通納税インターフェースシステム（共通納税IFS）、軽OSS連携システム ○国税連携システム ・国税連携データ（所得税確定申告書、法定調書、扶養は正情報等）の送受信、検索、出力 ・団体間回送（他自治体へ電子データを回送）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
129	令和5年3月31日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 システムの機能		基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム6 システムの機能	変更	○情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。	○情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能を含む	事前	重要な変更にとならないが任意で事前に提出
130	令和5年3月31日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8		基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム8	追加		システムの名称：RPAツール システムの機能：システムで作成したシナリオにより、個人住民税の賦課業務の内、単純・反復的な入力をパソコンに代替させることで、業務改善の実現を図る。 他のシステムとの接続：宛名システム等、税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
131	令和5年3月31日	基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠		基本情報	5. 個人番号の利用	法令上の根拠	変更	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・墨田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項及び別表第2の1の項	事後	記載要領の変更に伴う修正であり、重要な変更にならない
132	令和5年3月31日	基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠		基本情報	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	法令上の根拠	変更	【情報照会】 ・番号法 第19条第8号別表第2 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 【情報提供】 ・番号法 第19条第8号 別表第2第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 番号法第19条第8号別表第2の29、71、115の項については主務省令で定められていない。	【情報照会】 ・番号法 第19条第8号別表第2 27の項 【情報提供】 ・番号法 第19条第8号 別表第2第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項	事後	記載要領の変更に伴う修正であり、重要な変更にならない
133	令和5年3月31日	基本情報（別添1）事務の内容 1 個人住民税の賦課業務		基本情報	（別添1）事務の内容	1 個人住民税の賦課業務	変更		（図の変更）	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更当たらない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
134	令和5年3月31日	基本情報（別添1)事務の内容 1 個人住民税の賦課業務		基本情報	（別添 1 ）事務の内容	1 個人住民税の賦課業務	変更	（備考） 国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。 eLTAXにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。 - で取得した申告情報の入力を行う。 - で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税資料の画像を随時閲覧できるようにする。 当初課税時においては大量の申告情報が届くため、パンチ事業者に申告データの作成を委託する。 パンチ入力した申告データを住民税システムに取込を行う。	（備考） 国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。 eLTAXにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。 - で取得した申告情報の入力を行う。 - 一部の単純・反復的な内容については、RPAツールにより入力させる。 - で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税資料の画像を随時閲覧できるようにする。 当初課税時においては大量の給与支払報告書等が届くため、課税原票管理システムで登録後にOCR処理し、データ化させる。 で取得した給与支払報告書等のデータを住民税システムに取込を行う。	事後	についてはリスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。 については漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更に当たらない。
135	令和5年3月31日	基本情報（別添1)事務の内容 2 軽自動車税賦課関連業務		基本情報	（別添 1 ）事務の内容	2 軽自動車税賦課関連業務	変更		(図の変更)	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
136	令和5年3月31日	基本情報（別添1)事務の内容 2 軽自動車税賦課関連業務		基本情報	（別添 1 ）事務の内容	2 軽自動車税賦課関連業務	変更	（備考） 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。具体的には 住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。 また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書等を交付する。 賦課処理をし、住民等に対し、納税通知書を送付する。 軽自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）や課税物件異動通知書を旧課税自治体に対し送付する。 また、住民票情報等を照会する。 減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報等を取得する。 軽自動車税賦課に当たって必要な情報を団体内統合宛名システムを介して情報照会を行う。	（備考） 住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出（四輪の新車登録は電子申告（地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可））を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。 また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を取得する。 賦課処理をし、住民等に対し、納税通知書を送付する。墨田区に住民登録がなく住所が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 軽自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）や課税物件異動通知書を旧課税自治体に対し送付する。 また、住民票情報等を照会する。 減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報等を取得する。 軽自動車税賦課に当たって必要な情報を団体内統合宛名システムを介して情報照会を行う。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。 （ は事前）

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
137	令和5年3月31日	基本情報（別添1）事務の内容 3 収納関連業務		基本情報	（別添1）事務の内容	3 収納関連業務	変更		（図の変更）	事前	重要な変更 ① 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。 （ については事後）
138	令和5年3月31日	基本情報（別添1）事務の内容 3 収納関連業務		基本情報	（別添1）事務の内容	3 収納関連業務	変更	（備考） 住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。 個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 指定金融機関や収納代行業者から住民等が納付、納入した情報を取得する。 過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。 納期限までに完納とならない場合は、地方税法に基づき住民等に督促状を送送する。 収納情報に基づき、申請に応じて各税目の納税証明書を発行する。	（備考） 住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。 個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 指定金融機関、収納代行業者、eLTAX等から住民等が納付、納入した情報を取得する。また納付書発行データ等を共通納税システムを経由して送付する。 過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。また、住民より公的給付支給等口座登録簿関係資料に登録された公金受取口座での還付金受取の意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得し、処理する。 納期限までに完納とならない場合は、地方税法に基づき住民等に督促状を送送する。 収納情報に基づき、申請に応じて各税目の納税証明書を発行する。 軽自動車税納付確認システムを経由して納付情報の登録・照会を行う。	事前	重要な変更 ① 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。 （ については事後）
139	令和5年3月31日	基本情報（別添1）事務の内容 4 滞納整理関連業務		基本情報	（別添1）事務の内容	4 滞納整理関連業務	変更		（図の変更）	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
140	令和5年3月31日	基本情報（別添1）事務の内容 4 滞納整理関連業務		基本情報	（別添1）事務の内容	4 滞納整理関連業務	変更	（備考） 地方税法に基づき、対象者の納付状況を確認し、対象者に対して納税相談・分納誓約・滞納処分などを行う。具体的には賦課システムから課税情報、収納システムから収納情報を元に納付状況を確認住民に対し、納税指導を行う。他市区町村へ照会・回答を行う。差押などの滞納処分を執行する。	（備考） 賦課システムから課税情報、収納システムから収納情報を元に納付状況を確認住民に対し、納税指導を行う。他市区町村へ照会・回答を行う。差押などの滞納処分を執行する。墨田区に住民登録がなく住所が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
141	令和5年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用方法	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3 特定個人情報の入手・使用	使用方法	変更	1 各種申告書の受付に関する事務 ・住民基本台帳から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報等を把握する。 ・国税庁、年金保険者、給与支払者、住民から申告情報を取得する。 ・申告情報の他に、賦課に必要な情報（生活保護、障害等）を照会し取得する。 2 住民税の賦課決定に関する事務 ・上記1で取得した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・決定した住民税賦課情報を外部委託業者へ提供し、税額通知関係書類の印刷、封入封緘を委託する。（大量に処理する当初課税時のみ外部委託し、当初課税時以外は職員が行う。） ・課税決定者（普通徴収対象者）、年金保険者・給与支払者（特別徴収対象者）へ税額を通知する。（大量に処理する当初課税時のみ外部委託し、当初課税時以外は職員が行う。）	1 各種申告書の受付に関する事務 ・住民基本台帳から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報等を把握する。 ・国税庁、年金保険者、給与支払者、住民から申告情報を取得する。 ・申告情報の他に、賦課に必要な情報（生活保護、障害等）を照会し取得する。 2 住民税の賦課決定に関する事務 ・上記1で取得した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・決定した住民税賦課情報を外部委託業者へ提供し、税額通知関係書類の印刷、封入封緘を委託する。（大量に処理する当初課税時のみ外部委託し、当初課税時以外は職員が行う。） ・課税決定者（普通徴収対象者）、年金保険者・給与支払者（特別徴収対象者）へ税額を通知する。納税通知等が宛先不明等により返戻された場合は、住民基本台帳ネットワークに照会し、再送付する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
142	令和5年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託の有無	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	4 特定個人情報ファイルの取り扱い委託	委託の有無	変更	（委託する）（3件）	（委託する）（2件）	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」にあたらない。

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
143	令和5年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項 2	変更	(省略)	(削除)	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。
144	令和5年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・委託(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・委託(委託に伴うものを除く。)	提供・移転の有無	変更	〔○〕 提供を行っている(63件) 〔○〕 移転を行っている(64件)	〔○〕 提供を行っている(68件) 〔○〕 移転を行っている(67件)	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」にあたらない。
145	令和5年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 消去方法	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	消去方法	変更	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」にあたらない。
146	令和5年3月31日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 記録される項目 主な記録項目	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	記録される項目 主な記録項目	変更	() 個人番号対応符号	〔○〕 個人番号対応符号	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
147	令和5年3月31日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用方法	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	使用方法	変更	1 各種申告書等の受付に関する事務 ・各種申告書から住民等の車両情報等を取得する。 2 軽自動車税の賦課、通知に関する事務 ・賦課期日時点の申告情報から賦課情報を作成する。 ・納税通知書の印刷委託事業者に賦課情報を提供する。 3 更正に関する事務 ・必要に応じて税額更正等を行う。	1 各種申告書等の受付に関する事務 ・各種申告書から住民等の車両情報等を取得する。必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムに照会をする。 2 軽自動車税の賦課、通知に関する事務 ・賦課期日時点の申告情報から賦課情報を作成する。 ・納税通知書の印刷委託事業者に賦課情報を提供する。 3 更正に関する事務 ・必要に応じて税額更正等を行う。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
148	令和5年3月31日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 消去方法	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	消去方法	変更	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらない。
149	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 記録される項目 主な記録項目	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	記録される項目 主な記録項目	変更	() 個人番号対応符号	(○) 個人番号対応符号	事前	重要な変更
150	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 記録される項目 主な記録項目	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	記録される項目 主な記録項目	変更	[] その他 ()	[○] その他 (口座登録・連携ファイル関連情報)	事前	重要な変更

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
151	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 記録される項目 その妥当性	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	記録される項目 その妥当性	変更	○ 識別情報：対象者を正確に特定するために記録 ○ 連絡先等情報：督促状及び還付・充当の通知等の発送に際し送付先確認のため、本人への連絡等のために記録 ○ 業務関係情報：個人住民税及び軽自動車税の算出税額を把握するために記録	○ 識別情報：対象者を正確に特定するために記録 ○ 連絡先等情報：督促状及び還付・充当の通知等の発送に際し送付先確認のため、本人への連絡等のために記録 ○ 業務関係情報：個人住民税及び軽自動車税の算出税額を把握するために記録 ○ その他：（口座登録・連携ファイル関係情報）：公金受取口座での還付金受取を意思表示した住民への還付事務のために保有	事前	重要な変更
152	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手元	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	入手元	変更	[] 行政機関・独立行政法人等（ ）	[○] 行政機関・独立行政法人等（デジタル庁）	事前	重要な変更
153	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手方法	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	入手方法	変更	[] 情報提供ネットワークシステム [○] その他（賦課情報システム）	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他（賦課情報システム、住民基本台帳ネットワークシステム）	事前	重要な変更に当たらないが任意で事前に提出
154	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手の時期・頻度	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	入手の時期・頻度	変更	住基法第7条に規定する事項：住民基本台帳更新の都度、随時入手	1 住基法第7条に規定する事項：住民基本台帳更新の都度、随時入手 2 公金受取口座による還付金の受取を意思表示した住民に係る口座登録・連携ファイル関連情報の取得事務 還付金発生 の都度入手	事前	重要な変更に当たらないが任意で事前に提出

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
155	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手に係る妥当性	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報 報の入手・使用	入手に係る妥当性	変更	住基法第7条に規定する事項については、本人情報確認等の事務効率化のため、団体内統合宛名システムを利用して入手する。	1 住基法第7条に規定する事項については、本人情報確認等の事務効率化のため、団体内統合宛名システムを利用して入手する。 2 口座登録・連携ファイル関連情報については、本人意思に基づいて取得する。	事前	重要な変更にあたらないが任意で事前に提出
156	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用目的	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報 報の入手・使用	使用目的	変更	個人住民税及び軽自動車税の適正な収納管理	個人住民税・軽自動車税の適正な収納管理及び公金受取口座への還付事務	事前	重要な変更
157	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用方法	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報 報の入手・使用	使用方法	変更	1 収納管理に関する事務 個人住民税及び軽自動車税の賦課情報及び収納情報から収納、督促、還付、充当等の収納管理を行う。 2 税証明に関する事務 個人住民税及び軽自動車税の収納情報に基づき、申請に応じて納税証明書を発行する。	1 収納管理に関する事務 個人住民税及び軽自動車税の賦課情報及び収納情報から収納、督促、還付、充当等の収納管理を行う。必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムに照会をする。 2 税証明に関する事務 個人住民税及び軽自動車税の収納情報に基づき、申請に応じて納税証明書を発行する。 3 公金受取口座への還付事務 公金受取口座での還付金受取の意思表示した住民に対する還付事務を行う。	事前	1 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。 3 重要な変更

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
158	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	保管場所	変更	< 墨田区における措置 > ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。	< 墨田区における措置 > ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	重要な変更にあたらないが任意で事前に提出
159	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間期間	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	②保管期間期間	変更	[定められてない]	[6 年以上 1 0 年未満]	事前	重要な変更にあたらないが任意で事前に提出
160	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間その妥当性	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	②保管期間その妥当性	変更	収納、還付、充当などの収納管理を行うため、過去の記録を保存する必要がある。	地方税法に基づき、墨田区における保存年限を7年としているため。	事前	重要な変更にあたらないが任意で事前に提出

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
161	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 消去方法	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	消去方法	変更	納入済通知書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。	< 墨田区における措置 > ・保存年限を経過した納入済通知書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事前	重要な変更には当たらないが任意で事前に提出
162	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手元	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	入手元	変更	[○]その他（課税原票管理システム）	[○]その他（課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステム）	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
163	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	入手方法	変更	[○]その他（課税原票管理システム（閲覧のみ））	[○]その他（課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステム）	事前	重要な変更には当たらないが任意で事前に提出
164	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手の時期・頻度	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	入手の時期・頻度	変更	滞納者の課税状況や納付状況等の確認を行う際	滞納者の課税状況や現住所等の確認を行う際	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
165	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報 の入手・使用	使用方法	変更	1 滞納管理に関する事務 ・個人住民税及び軽自動車税の滞納情報から、納税催告・滞納処分等の滞納整理を行う。	1 滞納管理に関する事務 ・個人住民税及び軽自動車税の滞納情報から、納税催告・滞納処分等の滞納整理を行う。 ・墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関連情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
166	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用方法 情報の突合	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報 の入手・使用	使用方法 情報の突合	変更	滞納情報と住基法第7条に規定する事項を突合させる（課税原票管理システムは閲覧のみ）。	滞納情報と住基法第7条に規定する事項を突合させる（課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステム）。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
167	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 期間	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報 の保管・消去	②保管期間 期間	変更	〔 定められてない 〕	〔 6 年以上 1 0 年未満 〕	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
168	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管期間 その妥当性	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報 の保管・消去	保管期間 その妥当性	変更	滞納整理事務では閲覧のみを行っている。	住民税賦課事務担当の管理するシステムであり、滞納整理事務では閲覧のみを行っている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
169	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 消去方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	消去方法	変更	ディスク交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	< 墨田区における措置 > ・保存年限を経過した申告書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォーム事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
170	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 記録される項目 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	記録される項目 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	変更	還付通知ファイル 連番、年度、表示番号、表示番号(過誤納時)、還付日、支払開始日、(振込先)金融機関コード、(振込先)支店コード、(振込先)金融機関名カナ、(振込先)金融機関名漢字、(振込先)支店名カナ、(振込先)支店名漢字、(振込先)口座種別、(振込先)口座番号、(振込先)口座名義人、(送付先)郵便番号、(送付先)郵便番号、(送付先)住所、(送付先)番地、(送付先)方書、(送付先)氏名、義務者氏名、特徴個人宛名番号、還付理由、正当額(本税)、正当額(延滞金)、納付額(本税)、納付額(延滞)、還付確定連番(最新)、還付発送連番(最新)、支払日連番(最新)、印刷済フラグ、登録日時、ユーザID、削除フラグ、削除日時、削除ユーザ、	還付通知ファイル 連番、年度、表示番号、表示番号(過誤納時)、還付日、支払開始日、(振込先)金融機関コード、(振込先)支店コード、(振込先)金融機関名カナ、(振込先)金融機関名漢字、(振込先)支店名カナ、(振込先)支店名漢字、(振込先)口座種別、(振込先)口座番号、(振込先)口座名義人、(送付先)郵便番号、(送付先)郵便番号、(送付先)住所、(送付先)番地、(送付先)方書、(送付先)氏名、義務者氏名、特徴個人宛名番号、還付理由、正当額(本税)、正当額(延滞金)、納付額(本税)、納付額(延滞)、還付確定連番(最新)、還付発送連番(最新)、支払日連番(最新)、印刷済フラグ、登録日時、ユーザID、削除フラグ、削除日時、削除ユーザ、	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
171	令和5年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク6 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	変更	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
172	令和5年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	変更	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
173	令和5年3月31日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	変更	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
174	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続		変更	[○]接続しない（入手）	[]接続しない（入手）	事前	重要な変更

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
175	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	変更		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能（ 1 ）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト（ 2 ）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（ 3 ）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （ 1 ）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 （ 2 ）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （ 3 ）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	事前	重要な変更
176	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	変更		〔特に力を入れている〕	事前	重要な変更
177	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	変更		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事前	重要な変更

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
178	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	変更		〔特に力を入れている〕	事前	重要な変更
179	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3:入手した特定個人情報が入力された照会対象者に係る特定個人情報に対する措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク3:入手した特定個人情報が入力された照会対象者に係る特定個人情報に対する措置の内容	変更		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事前	重要な変更
180	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3:入手した特定個人情報が入力された照会対象者に係る特定個人情報に対する措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク3:入手した特定個人情報が入力された照会対象者に係る特定個人情報に対する措置の内容	変更		〔特に力を入れている〕	事前	重要な変更

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
181	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	変更		< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（ ）。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （ ）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事前	重要な変更
182	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクへの対策は十分か	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクへの対策は十分か	変更		〔特に力を入れている〕	事前	重要な変更

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
183	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	変更		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォーム事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。	事前	重要な変更
184	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 物理的対策 具体的な対策の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 物理的対策 具体的な対策の内容	変更	<収納管理システムにおける措置> ・サーバー設置個所については、入退室管理を行っている。 ・サーバー設置個所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事前	重要な変更

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
185	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策 具体的な対策の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策 具体的な対策の内容	変更	< 収納管理システムにおける措置 > ・ 収納管理システムは、庁内のみの独立したネットワークに搭載されており外部接続はしていない。 ・ ウィルス対策ソフトのパターンファイルの更新を定期的に行っている。	< 収納管理システムにおける措置 > ・ 収納管理システムは、庁内のみの独立したネットワークに搭載されており外部接続はしていない。 ・ ウィルス対策ソフトのパターンファイルの更新を定期的に行っている。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・ 中間サーバー・プラットフォームでは、UTM（コンピューターウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を図るとともに、ログの解析を行う。 ・ 中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	重要な変更
186	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	変更	課税原票管理システムの管理者がログを保存しており、入手できないようにしている。	滞納整理業務では特定個人情報を使用することがないため、区民との対応で特定個人情報を入力する場合がない。また、特定個人情報が確認可能なシステムでは閲覧ログを保存しており、不正な閲覧があった場合、把握できる体制を整えている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
187	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	変更	記録する媒体がないため紛失するリスクがない	・ 紙媒体による申告情報は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定め、漏えい・紛失を防止している。 ・ システムからの課税対象者情報の入手では、専用線を経由して情報漏えい・紛失を防止している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
188	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	変更	団体内統合宛名システム内に税情報を保持しないため、紐付けは行われない。	特定個人情報については紐付けを行わない。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
189	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	変更	特定個人情報は課税原票管理システムの閲覧のみである。	その他システムについても特定個人情報は紐付けを行わない。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
190	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	変更	課税原票管理システムを利用する必要がある職員を特定し機能を制限している。また、システムにアクセスするにはユーザーID・生体認証・パスワードによる認証が必要である。	システムを利用する必要がある職員を特定し機能を制限している。また、システムにアクセスするにはユーザーID・生体認証・パスワードによる認証が必要である。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらない。
191	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	変更	毎年度、課税原票管理システムの管理者が管理している。	毎年度、課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの管理者が管理している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
192	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	変更	毎年度、課税原票管理システムの管理者が管理している。	毎年度、課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの管理者が管理している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
193	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	変更	毎年度、課税原票管理システムの管理者が権限の更新を行っている。	システムの閲覧についてログを保管している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
194	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	変更	閲覧時にメモ等の記録を取らないよう、教育・指導している。また、地方税法22条、住民基本台帳法42条、番号法による罰則があることを職員に周知している。	閲覧時に特定個人情報についてはメモ等の記録を取らないよう、教育・指導している。また、地方税法22条、住民基本台帳法42条、番号法による罰則があることを職員に周知している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
195	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損 リスク 物理的対策 具体的な対策の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損 リスク 物理的対策 具体的な対策の内容	変更	特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。滞納整理情報ファイルでは、特定個人情報は所持しない。	特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
196	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策 具体的な対策の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策 具体的な対策の内容	変更	課税原票管理システムの閲覧のみに制限している。	課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムは閲覧のみに制限している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
197	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	変更	特定個人情報を紙・電子データともに所持しないよう努めている。	課税対象者の情報は、各種申告情報に基づき、更新・賦課を行ったうえで住民に対して税額通知を行い、住民側でも確認しているので、古い情報のまま保管され続けることはない。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
198	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順	変更		定められている	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
199	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	変更	特定個人情報を所持しない	地方税法に基づき、保存年限を7年間とし、保存期間を過ぎた申告書及び届出書等については、外部業者による溶解処理を行い、廃棄している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
200	令和5年6月26日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託 情報保護管理体制の確認	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託	情報保護管理体制の確認	変更	・委託仕様書に、墨田区個人情報保護条例に基づいた「個人情報保護に関する事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はI S M S 認証の取得を要件としている。	・委託仕様書に、個人情報の保護に関する法律に基づいた「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はI S M S 認証の取得を要件としている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
201	令和5年6月26日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	5. 特定個人情報の提供・移転	リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	変更	・他自治体へのデータの送付は、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報を提供してしまうリスクを防止している。 ・庁内連携システムでは本業務で保有する情報の全てを連携することはできず、移転元から承認された情報しか移転できないよう、仕組みとして担保されている。	・他自治体へのデータの送付は、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報を提供してしまうリスクを防止している。 ・庁内連携システムにおいて、本業務で保有する情報を全て連携することはできない。移転元から承認された必要最低限の情報しか移転できないよう制御されている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
202	令和5年6月26日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクへの対策は十分か	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	5. 特定個人情報の提供・移転	リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクへの対策は十分か	変更	十分である	特に力を入れている	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
203	令和5年6月26日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託 情報保護管理体制の確認	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託	情報保護管理体制の確認	変更	・委託仕様書に、墨田区個人情報保護条例に基づいた「個人情報保護に関する事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はI S M S 認証の取得を要件としている。	・委託仕様書に、個人情報の保護に関する法律に基づいた「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はI S M S 認証の取得を要件としている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
204	令和5年6月26日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託 情報保護管理体制の確認	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託	情報保護管理体制の確認	変更	・委託仕様書に、墨田区個人情報保護条例に基づいた「個人情報保護に関する事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又は I S M S 認証の取得を要件としている。	・委託仕様書に、個人情報の保護に関する法律に基づいた「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又は I S M S 認証の取得を要件としている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
205	令和5年6月26日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 本人への明示	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報情報の入手・使用	本人への明示	変更	滞納整理に必要な調査については、地方税法 20 条の 11 に記載されている。また、墨田区個人情報保護条例 15 条によって、業務上必要な範囲において利用していることを広く区民に周知している。	滞納整理に必要な調査については、地方税法 20 条の 11 に記載されている。また、個人情報の保護に関する法律 69 条によって、業務上必要な範囲において利用していることを広く区民に周知している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
206	令和5年6月26日	その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		その他のリスク対策	2. 従業者に対する教育・啓発	従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	変更	<住民税システムの運用における措置> ・職員等（会計年度職員等を含む。）に対し、課内研修において個人情報保護について指導するとともに、全庁的な個人情報保護に関する研修を受講する。 ・違反行為を行った者に対してはその都度指導を行うこととするが、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託事業者に対しては、契約条項に個人情報保護に関する事項を定め、契約を締結している。	<住民税システムの運用における措置> ・職員等（会計年度職員等を含む。）に対し、課内研修において個人情報保護について指導するとともに、全庁的な個人情報保護に関する研修を受講する。 ・違反行為を行った者に対してはその都度指導を行うこととするが、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託事業者に対しては、契約条項に「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を定め、契約を締結している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
207	令和6年7月29日	基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の名称		基本情報	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	事務の名称	変更	地方税に関する事務	地方税・森林環境税に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
208	令和6年7月29日	基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の内容		基本情報	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	事務の内容	変更	1 個人住民税の賦課業務 【概要】 ・ 地方税法に基づき、国税庁・住民から提出された申告や、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書等を基に住民税額を計算し賦課する。 ・ 住民からの申請に基づき、住民税情報から課税・非課税証明書を発行する。	1 個人住民税・森林環境税の賦課業務 【概要】 ・ 地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、国税庁・住民から提出された申告や、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書等を基に住民税額を計算し賦課する。 ・ 住民からの申請に基づき、税情報から課税・非課税証明書を発行する。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
209	令和6年7月29日	基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の内容		基本情報	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	事務の内容	変更	3 収納関連業務 【概要】 地方税法に基づき賦課された個人住民税及び軽自動車税の収納情報を管理する。 【処理の流れ】 住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。墨田区に住民登録がなく住所地在所地が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 指定金融機関、収納代行業者、eLTAX等から住民等が納付、納入した情報を取得する。また納付書発行データ等を共通納税システムを経由して送付する。 過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。また、住民より公的給付支給等口座登録簿関係資料に登録された公金受取口座での還付金受取の意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得し、処理する。 納期限までに完納とならない場合は、地方税法に基づき住民等に督促状を送送する。	3 収納関連業務 【概要】 地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき賦課された個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納情報を管理する。 【処理の流れ】 住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 指定金融機関、収納代行業者、eLTAX等から住民等が納付、納入した情報を取得する。また納付書発行データ等を共通納税システムを経由して送付する。 過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。また、住民より公的給付支給等口座登録簿関係資料に登録された公金受取口座での還付金受取の意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得し、処理する。 納期限までに完納とならない場合は、地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき住民等に督促状を送送する。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
210	令和6年7月29日	基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の内容		基本情報	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	事務の内容	変更	4 滞納整理関連業務 【概要】 地方税法、国税徴収法に基づき、個人住民税及び軽自動車税等の滞納情報を管理する。 【処理の流れ】 個人住民税及び軽自動車税の賦課・収納情報等を各システムから取得する。 滞納者に納税催告書等を発送する。墨田区に住民登録がない者については、住民票関連情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 納税交渉により分割納付又は徴収猶予となった場合、その情報を記録する。 地方税法、国税徴収法に基づき、実態調査又は財産調査を行った場合、その情報を記録する。	4 滞納整理関連業務 【概要】 地方税法、国税徴収法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、個人住民税・森林環境税及び軽自動車税等の滞納情報を管理する。 【処理の流れ】 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課・収納情報等を各システムから取得する。 滞納者に納税催告書等を発送する。墨田区に住民登録がない者については、住民票関連情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 納税交渉により分割納付又は徴収猶予となった場合、その情報を記録する。 地方税法、国税徴収法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、実態調査又は財産調査を行った場合、その情報を記録する。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
211	令和6年7月29日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 システムの機能		基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1 システムの機能	変更	1 個人住民税の賦課事務に関する処理を行う。	1 個人住民税・森林環境税の賦課事務に関する処理を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
212	令和6年7月29日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 システムの機能		基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1 システムの機能	変更	3 個人住民税及び軽自動車税の収納事務に関する処理を行う。	3 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納事務に関する処理を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
213	令和6年7月29日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 システムの機能		基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム4 システムの機能	変更	個人住民税及び軽自動車税の滞納整理事務に関する処理を行う。	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の滞納整理事務に関する処理を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
214	令和6年7月29日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 システムの機能		基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム8 システムの機能	変更	システムで作成したシナリオにより、個人住民税の賦課業務の内、単純・反復的な入力をパソコンに代替させることで、業務改善の実現を図る。	システムで作成したシナリオにより、個人住民税・森林環境税の賦課業務の内、単純・反復的な入力をパソコンに代替させることで、業務改善の実現を図る。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
215	令和6年7月29日	基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 事務実施上の必要性		基本情報	4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	事務実施上の必要性	変更	1 住民税賦課情報ファイル 住民税の賦課決定において、住民の税情報を正確に把握する必要がある。 2 軽自動車税賦課情報ファイル 軽自動車税の賦課決定において、納税義務者の車両情報等を正確に把握する必要がある。 3 収納管理情報ファイル 個人住民税及び軽自動車税の徴収及び滞納処分にあたり、納税義務者の収納状況を正確に把握する必要がある。 4 滞納整理情報ファイル 個人住民税及び軽自動車税の滞納処分にあたり、納税義務者の滞納状況及び各種調査結果等を正確に把握する必要がある。	1 住民税賦課情報ファイル 住民税・森林環境税の賦課決定において、住民の税情報を正確に把握する必要がある。 2 軽自動車税賦課情報ファイル 軽自動車税の賦課決定において、納税義務者の車両情報等を正確に把握する必要がある。 3 収納管理情報ファイル 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の徴収及び滞納処分にあたり、納税義務者の収納状況を正確に把握する必要がある。 4 滞納整理情報ファイル 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の滞納処分にあたり、納税義務者の滞納状況及び各種調査結果等を正確に把握する必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
216	令和6年7月29日	基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠		基本情報	5. 個人番号の利用	法令上の根拠	変更	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・墨田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項及び別表第2の1の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・墨田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項及び別表第2の1の項	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
217	令和6年7月29日	基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠		基本情報	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	法令上の根拠	変更	【情報照会】 ・番号法 第19条第8号別表第2 27の項 【情報提供】 ・番号法 第19条第8号 別表第2第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項	【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち第四欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
218	令和6年7月29日	基本情報（別添1）事務の内容		基本情報	（別添1）事務の内容		変更	1 個人住民税の賦課業務	1 個人住民税・森林環境税の賦課業務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
219	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 対象となる本人の範囲 その必要性	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	対象となる本人の範囲 その必要性	変更	住民税の適正な賦課を行うために特定個人情報が必要となる。	住民税・森林環境税の適正な賦課を行うために特定個人情報が必要となる。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
221	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 記録される項目 その妥当性	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	記録される項目 その妥当性	変更	・ 識別情報：対象者を正確に特定するために記録 ・ 連絡先等情報：対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録 ・ 国税関係情報：対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録 ・ 地方税関係情報：算出した住民税額に基づき、納税通知書・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・ 障害者福祉関係情報：障害者福祉関連の給付情報に基づき、非課税判定、減免額及び控除額の算出を行うために記録 ・ 生活保護関係情報：生活保護関連の給付情報に基づき、非課税判定、減免額及び控除額の算出を行うために記録 ・ 年金関係情報：対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録 ・ 介護・高齢者福祉関係情報：対象者の介護保険に係る被保険者情報に基づき、年金特徴対象者判定を行うために記録	・ 識別情報：対象者を正確に特定するために記録 ・ 連絡先等情報：対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録 ・ 国税関係情報：対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税・森林環境税の賦課を行うために記録 ・ 地方税関係情報：算出した住民税額・森林環境税額に基づき、納税通知書・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・ 障害者福祉関係情報：障害者福祉関連の給付情報に基づき、非課税判定、減免額及び控除額の算出を行うために記録 ・ 生活保護関係情報：生活保護関連の給付情報に基づき、非課税判定、減免額及び控除額の算出を行うために記録 ・ 年金関係情報：対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税・森林環境税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録 ・ 介護・高齢者福祉関係情報：対象者の介護保険に係る被保険者情報に基づき、年金特徴対象者判定を行うために記録	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
222	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 本人への明示	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報情報の入手・使用	本人への明示	変更	住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法の別表第二第27項に規定されている。	住民税・森林環境税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法の別表第24項に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
223	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用目的	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報情報の入手・使用	使用目的	変更	各種申告書の受付、本人確認、正確な住民税額の算出・通知	各種申告書の受付、本人確認、正確な住民税・森林環境税額の算出・通知	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
224	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用方法	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	使用方法	変更	2 住民税の賦課決定に関する事務 ・上記1で取得した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・決定した住民税賦課情報を外部委託業者へ提供し、税額通知関係書類の印刷、封入封緘を委託する。（大量に処理する当初課税時のみ外部委託し、当初課税時以外は職員が行う。） ・課税決定者（普通徴収対象者）、年金保険者・給与支払者（特別徴収対象者）へ税額を通知する。納税通知等が宛先不明等により返戻された場合は、住民基本台帳ネットワークに照会し、再送付する。 3 更正、異動に関する事務 ・更正の必要が生じた場合には地方税関係情報の税額を更正する。 ・特別徴収義務者から異動の届出があった場合には徴収方法の変更を行う。 4 税証明の発行に関する事務 ・住民税賦課情報に基づき、申請に応じて課税・非課税証明書を発行する。	2 住民税・森林環境税の賦課決定に関する事務 ・上記1で取得した各種情報に基づき、住民等に対する住民税・森林環境税賦課額を決定する。 ・決定した住民税・森林環境税賦課情報を外部委託業者へ提供し、税額通知関係書類の印刷、封入封緘を委託する。（大量に処理する当初課税時のみ外部委託し、当初課税時以外は職員が行う。） ・課税決定者（普通徴収対象者）、年金保険者・給与支払者（特別徴収対象者）へ税額を通知する。納税通知等が宛先不明等により返戻された場合は、住民基本台帳ネットワークに照会し、再送付する。 3 更正、異動に関する事務 ・更正の必要が生じた場合には地方税等関係情報の税額を更正する。 ・特別徴収義務者から異動の届出があった場合には徴収方法の変更を行う。 4 税証明の発行に関する事務 ・住民税・森林環境税賦課情報に基づき、申請に応じて課税・非課税証明書を発行する。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
225	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	変更	所得額、各種控除額に基づき、住民税額を決定・更正する。	所得額、各種控除額に基づき、住民税・森林環境税額を決定・更正する。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
227	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先1	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先1	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二（第1項） 提供先における用途：健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1の項 提供先における用途：健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項目番号	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
228	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先2	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第2項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
229	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先3	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第3項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 3の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
230	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先4	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第4項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 5の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
231	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先5	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第6項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 7の項 提供先における用途：船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
232	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先6	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第8項) 提供先における用途：児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11の項 提供先における用途：児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
233	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先7	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第9項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
234	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先8	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先8	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第11項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 15の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
235	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先9	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第16項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 20の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
236	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先10	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先10	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第18項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 28の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
237	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先11	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先11	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第23項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 39の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
238	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先12	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先12	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第26項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
239	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先13	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先13	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第27項) 提供先における用途：地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 提供先における用途：地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収および森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税の賦課徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
240	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先14	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第28項) 提供先における用途：地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 49の項 提供先における用途：地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収および森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税の賦課徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
241	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先15	変更	(省略)	(提供先15：削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
242	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先16	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第31項) 提供先における用途：特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53の項 提供先における用途：公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
243	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先17	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第34項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 57の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
244	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先18	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第35項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 58の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
245	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先19	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第37項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 59の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
246	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先20	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第38項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 63の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
247	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先21	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第39項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 65の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
248	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先22	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第40項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 66の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
249	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先23	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先23	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第42項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
250	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先24	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先24	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第48項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 73の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
251	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先25	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先25	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第54項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 76の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
252	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先26	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先26	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第57項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 81の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
253	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先27	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先27	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第58項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 83の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
254	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先28	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先28	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第59項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 84の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
255	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先29	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先29	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第61項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 86の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
256	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先30	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先30	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第62項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 87の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
257	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先31	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先31	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第63項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 88の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
258	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先32	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先32	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第64項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 89の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
259	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先33	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先33	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第65項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 90の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
260	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先34	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先34	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第66項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 91の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
261	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先35	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先35	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第67項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 92の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
262	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先36	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先36	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第70項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 96の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
263	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先37	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先37	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第71項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 98の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
264	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先38	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先38	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第74項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
265	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先39	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先39	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第80項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 115の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
266	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先40	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先40	変更	(省略)	(提供先40：削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
267	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先41	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先41	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第85の2項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 124の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
268	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先42	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先42	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第87項) 提供先における用途：中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 125の項 提供先における用途：中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
269	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先43	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先43	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第91項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 129の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
270	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先44	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先44	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第92項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 130の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
271	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先45	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先45	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第94項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 132の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
272	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先46	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先46	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第97項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 137の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
273	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先47	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先47	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第101項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 138の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
274	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先48	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先48	変更	(省略)	(提供先48：削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
275	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先49	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先49	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第103項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 140の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
276	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先50	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先50	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第106項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 141の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
277	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先51	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先51	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第107項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 142の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
278	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先52	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先52	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第108項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
279	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先53	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先53	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第113項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 151の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
280	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先54	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先54	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第114項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 152の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
281	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先55	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先55	変更	(省略)	(提供先55：削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
282	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先56	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先56	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第116項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 155の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
283	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先57	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先57	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第120項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
284	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先60	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先60	変更	提供先における用途 : 給与所得に係る個人住民税における特別徴収に関する事務	提供先における用途 : 給与所得に係る個人住民税等における特別徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
285	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先61	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先61	変更	提供先における用途 : 年金所得に係る個人住民税における特別徴収に関する事務	提供先における用途 : 年金所得に係る個人住民税等における特別徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
286	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先62	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先62	変更	提供先における用途 : 地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	提供先における用途 : 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収および森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税の賦課徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
287	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先64	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先64	変更	法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二(第20項)	法令上の根拠: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 37の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
288	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先65	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先65	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第53項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 75の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
289	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先66	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先66	変更	法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第117項)	法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 156の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
290	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先67	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先67	変更	提供先：市町村長 法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第121項)	提供先：公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
291	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先68	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先68	変更	(省略)	(提供先68：削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
292	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先 69	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先69	追加		提供先：総務大臣又は都道府県知事 法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 4の項 提供先における用途：恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務 提供する情報：個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 提供方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
293	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先 70	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先70	追加		提供先：市町村長 法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 108の項 提供先における用途：災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務 提供する情報：個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 提供方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
294	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先 71	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先71	追加		提供先：総務大臣 法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 147の項 提供先における用途：国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務 提供する情報：個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 提供方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
296	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先 72	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先72	追加		提供先：都道府県知事等 法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 161の項 提供先における用途：「生活に困窮する外国人 に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。)に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金 の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務 提供する情報：個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 提供方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
297	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先 73	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先73	追加		提供先：都道府県知事又は市町村長 法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 163の項 提供先における用途：地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務 提供する情報：個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 提供方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
298	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先 74	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先74	追加		提供先：都道府県知事 法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 164の項 提供先における用途：「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務 提供する情報：個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 提供方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
299	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先 75	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先75	追加		提供先：都道府県知事 法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 165の項 提供先における用途：「感染症対策特別促進事業について」(平成二十一年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務 提供する情報：個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 提供方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
300	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先 76	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先76	追加		提供先：都道府県知事 法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 166の項 提供先における用途：「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務 提供する情報：個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 提供方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
301	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先 77	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先77	追加		提供先：文部科学大臣 法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 167の項 提供先における用途：国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務 提供する情報：個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 提供方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
302	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先 78	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先78	追加		提供先：都道府県知事又は都道府県教育委員会 法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 168の項 提供先における用途：高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務 提供する情報：個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 提供方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
303	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先79	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先79	追加		提供先：都道府県知事又は都道府県教育委員会 法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 169の項 提供先における用途：高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務 提供する情報：個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 提供方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
304	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先80	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先80	追加		提供先：都道府県知事又は都道府県教育委員会 法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 170の項 提供先における用途：高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務 提供する情報：個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 提供方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
305	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先81	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先81	追加		提供先：文部科学大臣 法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 171の項 提供先における用途：国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務 提供する情報：個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 提供方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
306	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先 82	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先82	追加		提供先：都道府県知事又は都道府県教育委員会 法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 172の項 提供先における用途：高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務 提供する情報：個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 提供方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
307	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先 83	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先83	追加		提供先：都道府県知事 法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 173の項 提供先における用途：「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八 年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務 提供する情報：個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 提供方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
308	令和6年7月29日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 本人への明示	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	本人への明示	変更	・軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第463条の19及び番号法別表第二第27項に規定されている。	・軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第463条の19及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
309	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 対象となる本人の範囲	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	対象となる本人の範囲	変更	個人住民税、軽自動車税の納税義務者	個人住民税・森林環境税、軽自動車税の納税義務者	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
310	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 対象となる本人の範囲 その必要性	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	対象となる本人の範囲 その必要性	変更	個人住民税、軽自動車税の適正な収納管理を行うにあたり、特定個人情報が必要なため	個人住民税・森林環境税、軽自動車税の適正な収納管理を行うにあたり、特定個人情報が必要なため	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
311	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 記録される項目 その妥当性	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	記録される項目 その妥当性	変更	○業務関係情報：個人住民税及び軽自動車税の算出税額を把握するために記録	○業務関係情報：個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の算出税額を把握するために記録	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
312	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 本人への明示	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	本人への明示	変更	個人住民税及び軽自動車税の収納管理に必要な各種情報については、番号法別表第2第27項に規定されている。	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納管理に必要な各種情報については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
313	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用目的	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報 の入手・使用	使用目的	変更	個人住民税・軽自動車税の適正な収納管理及び公金受取口座への還付事務	個人住民税・森林環境税・軽自動車税の適正な収納管理及び公金受取口座への還付事務	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
314	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用方法	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報 の入手・使用	使用方法	変更	1 収納管理に関する事務 個人住民税及び軽自動車税の賦課情報及び収納情報から収納、督促、還付、充当等の収納管理を行う。必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムに照会をする。 2 税証明に関する事務 個人住民税及び軽自動車税の収納情報に基づき、申請に応じて納税証明書を発行する。	1 収納管理に関する事務 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報及び収納情報から収納、督促、還付、充当等の収納管理を行う。必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムに照会をする。 2 税証明に関する事務 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納情報に基づき、申請に応じて納税証明書を発行する。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
315	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	変更	個人住民税、軽自動車税の納税義務者	個人住民税・森林環境税、軽自動車税の納税義務者	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
316	令和6年7月29日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 対象となる本人の範囲	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	対象となる本人の範囲	変更	個人住民税及び軽自動車税の納税義務者	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の納税義務者	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
318	令和6年7月29日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用目的	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	使用目的	変更	個人住民税及び軽自動車税の適正な滞納処分を行うため	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の適正な滞納処分を行うため	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
319	令和6年7月29日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	使用方法	変更	1 滞納管理に関する事務 ・個人住民税及び軽自動車税の滞納情報から、納税催告・滞納処分等の滞納整理を行う。 ・墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関連情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。	1 滞納管理に関する事務 ・個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の滞納情報から、納税催告・滞納処分等の滞納整理を行う。 ・墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関連情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
320	令和6年7月29日	特定個人情報ファイルの概要（別添2）ファイル記録項目（住民税） 1 個人住民税の賦課情報ファイル		特定個人情報ファイルの概要	（別添2）ファイル記録項目（住民税）	1 個人住民税の賦課情報ファイル	変更	別添5のとおり	別添6のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
321	令和6年7月29日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスクに対する措置	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスクに対する措置	変更	・特別区民税・都民税申告書、納税通知書等各種帳票の封入・封緘においては、封入漏れや封入誤りがないように、委託事業者には件数・品質管理についての注意喚起を行ったうえ、封入物に破損等がないか職員による確認を行っている。	・特別区民税・都民税・森林環境税申告書、納税通知書等各種帳票の封入・封緘においては、封入漏れや封入誤りがないように、委託事業者には件数・品質管理についての注意喚起を行ったうえ、封入物に破損等がないか職員による確認を行っている。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
322	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手 リスク 1: 目的外の入手が行われるリスク	対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	変更	個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
323	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手 リスク 1: 目的外の入手が行われるリスク	必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	変更	個人住民税及び軽自動車税の賦課情報・収納情報を各システムから取得する際は、収納管理業務に必要な情報のみ取得するように制限しているため、必要な情報以外を入手することはない。	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報・収納情報を各システムから取得する際は、収納管理業務に必要な情報のみ取得するように制限しているため、必要な情報以外を入手することはない。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
324	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手 リスク 2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	リスクに対する措置の内容	変更	個人住民税及び軽自動車税の各システムから入手する賦課情報は、専用線を経由した入手に限定することで安全を担保している。	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の各システムから入手する賦課情報は、専用線を経由した入手に限定することで安全を担保している。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
325	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が入手の際の本人確認の措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手 リスク 3: 入手した特定個人情報が入手の際の本人確認の措置の内容	入手の際の本人確認の措置の内容	変更	個人住民税及び軽自動車税の各システム等から入手する情報のため、入手元の各業務で本人確認を行っている。	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の各システム等から入手する情報のため、入手元の各業務で本人確認を行っている。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
326	令和6年7月29日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報の漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報の漏えい・紛失するリスク	リスクに対する措置の内容	変更	・ 個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する際は、専用線を経由することにより情報漏えい・紛失等を防止できる。	・ 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する際は、専用線を経由することにより情報漏えい・紛失等を防止できる。	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
327		【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	保管場所	追加		<ガバメントクラウドにおける措置> サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・ 日本国内でのデータ保管を条件としていること。 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
328		【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 消去方法	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	消去方法	追加		<ガバメントクラウドにおける措置> 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
329		【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6 . 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6 . 特定個人情報の保管・消去	保管場所	追加		< ガバメントクラウドにおける措置 > サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・ 日本国内でのデータ保管を条件としていること。 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
330		【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6 . 特定個人情報の保管・消去 消去方法	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6 . 特定個人情報の保管・消去	消去方法	追加		< ガバメントクラウドにおける措置 > 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更
331		【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6 . 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6 . 特定個人情報の保管・消去	保管場所	追加		< ガバメントクラウドにおける措置 > サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・ 日本国内でのデータ保管を条件としていること。 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
332		【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 消去方法	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	消去方法	追加		< ガバメントクラウドにおける措置 > 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更
333		【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 物理的対策 具体的対策の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 物理的対策 具体的対策の内容	追加		< ガバメントクラウドにおける措置 > ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
334		【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策 具体的対策の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策 具体的対策の内容	追加		< ガバメントクラウドにおける措置 > 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
335		【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	追加		<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
336		【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 物理的対策 具体的な対策の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 物理的対策 具体的な対策の内容	追加		<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
337		【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策 具体的な対策の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策 具体的な対策の内容	追加		<ガバメントクラウドにおける措置> 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
338		【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報情報の保管・消去	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
339		【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 物理的対策 具体的な対策の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 物理的対策 具体的な対策の内容	追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
340		【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策 具体的な対策の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策 具体的な対策の内容	追加		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
341		【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク 3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク 3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	追加		<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
342		その他のリスク対策 1. 監査 監査 具体的な内容		その他のリスク対策	1. 監査	監査 具体的な内容	追加		<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的に ISMAP 監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更
343		【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先における用途（提供先38）	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先における用途（提供先38）	変更	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
344		【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先における用途（移転先7）	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先における用途（移転先7）	変更	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
345		【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先40	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先40	変更	提供先40：厚生労働大臣 法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第84項) 移転先における用途：昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務 移転する情報：個人住民税関係情報 移転する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 移転方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	提供先40：削除	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
346		【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先48	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先48	変更	提供先48：農林漁業団体職員共済組合 法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第102項) 移転先における用途：厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務 移転する情報：個人住民税関係情報 移転する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 移転方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	提供先48：削除	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
347		【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先55	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先55	変更	提供先55：平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会 法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二(第115項) 移転先における用途：平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務 移転する情報：個人住民税関係情報 移転する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 移転方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	提供先55：削除	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。

別紙4 変更箇所

項目番号	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
348		【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先68	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先68	変更	提供先68：社会福祉協議会 法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二（第30項） 移転先における用途：社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務 移転する情報：個人住民税関係情報 移転する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 移転方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	提供先68：削除	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
349		【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先15	変更	提供先15：厚生労働大臣又は経済産業大臣 法令上の根拠：番号法第19条第8号 別表第二（第29項） 移転先における用途：地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務 移転する情報：個人住民税関係情報 移転する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 移転方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	提供先15：削除	事後	法改正による形式的な修正。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
350		基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の内容 2 軽自動車税賦課関連業務		基本情報	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	事務の内容 2 軽自動車税賦課関連業務	変更	【処理の流れ】 住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出（四輪等の申告は電子申告（地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可））を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市区町村提供システム経由で軽自動車検査情報を取得する。	【処理の流れ】 住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出（四輪等の申告は電子申告（地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可））を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市区町村提供システム経由で軽自動車検査情報を取得する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
351		基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8（P.7）		基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム8（P.7）	変更	システムで作成したシナリオにより、個人住民税・森林環境税の賦課業務の内、単純・反復的な入力をパソコンに代替させることで、業務改善の実現を図る。	システムで作成したシナリオにより、個人住民税・森林環境税の賦課業務、軽自動車税賦課関連業務、収納関連業務の内、単純・反復的な入力をパソコンに代替させることで、業務改善の実現を図る。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
352		基本情報（別添 1)事務の内容 1 個人住民税の賦課業務		基本情報	（別添 1）事務 の内容	1 個人住民税 の賦課業務	変更		(図の変更)	事前	重要な変更
353		基本情報（別添 1)事務の内容 2 軽自動車税賦課関連業務		基本情報	（別添 1）事務 の内容	2 軽自動車税 賦課関連業務	変更		(図の変更)	事前	重要な変更
354		基本情報（別添 1)事務の内容 3 収納関連業務		基本情報	（別添 1）事務 の内容	3 収納関連業 務	変更		(図の変更)	事前	重要な変更

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
355		【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	保管場所	変更	・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳）に設置したサーバー内に保管・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているＩＤ及びパスワードによる認証が必要	<墨田区における措置> 住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理（ＩＤカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー）が行われている。 「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 課税原票管理システムにおいてはセキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳）に設置したサーバー内に保管している。 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているＩＤ及びパスワードによる認証が必要 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
356		【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 消去方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	消去方法	追加		<ガバメントクラウドにおける措置> 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
357		【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク 1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 物理的対策 具体的な対策の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク 1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 物理的対策 具体的な対策の内容	変更	特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。	<課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> ・サーバ設置個所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
358		【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク 1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策 具体的な対策の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク 1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策 具体的な対策の内容	変更	課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムは閲覧のみに制限している。	<課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> ・課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムは閲覧のみに制限している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームでは、UTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効果的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を図るとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっており、 地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークセキュリティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更

別紙 4 変更箇所

項目	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
359		【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク 3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク 3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	追加		<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
360		基本情報 (別添 1)事務の内容 4 滞納整理関連業務		基本情報	(別添 1)事務の内容	4 滞納整理関連業務	変更		(図の変更)	事前	重要な変更
361		【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 記録される項目 全ての記録項目 (別添 2) 特定個人情報ファイル記録項目	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	記録される項目 全ての記録項目 (別添 2) 特定個人情報ファイル記録項目	変更	1 個人住民税賦課情報ファイル (1) 識別情報 個人番号、宛名番号 (2) 連絡先等情報 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名 (3) 業務関連情報 (略)、所得金額調整控除 (略)、所得金額調整控除	1 個人住民税賦課情報ファイル (1) 識別情報 個人番号、宛名番号 (2) 連絡先等情報 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名 (3) 業務関連情報 (略)、所得金額調整控除、国外(配)、国外(扶)、定額減税額(区)、定額減税額(都)	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
362		【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 物理的対策 具体的な対策の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	物理的対策 具体的な対策の内容	変更	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン(ノート)については、盗難防止用ワイヤーを設置している。	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコンについては、盗難防止用ワイヤーを設置している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
363		【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 物理的対策 具体的な対策の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	物理的対策 具体的な対策の内容	変更	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン(ノート)については、盗難防止用ワイヤーを設置している。	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコンについては、盗難防止用ワイヤーを設置している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。

別紙 4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
364		【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 物理的対策 具体的な対策の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	物理的対策 具体的な対策の内容	変更	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコンについては、盗難防止用ワイヤーを設置している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
365		【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 物理的対策 具体的な対策の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	物理的対策 具体的な対策の内容	変更	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコンについては、盗難防止用ワイヤーを設置している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
366		その他のリスク対策 3. その他のリスク対策		その他のリスク対策	3. その他のリスク対策		追加		<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
4 滞納整理情報ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[システム用ファイル] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	個人住民税、軽自動車税の納税義務者
その必要性	個人住民税、軽自動車税の適正な滞納処分を行うにあたり、特定個人情報が必要なため。
記録される項目	[100項目以上] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (滞納者の財産情報等)
その妥当性	○ 識別情報: 対象者を正確に特定するために記録 ○ 連絡先等情報: 納税催告書等の発送に際し送付先確認のため、本人への連絡等のために記録 ○ 業務関係情報: 個人住民税及び軽自動車税の滞納整理事務において、滞納者の実態を正確に把握するために記録
全ての記録項目	別添2を参照。
保有開始日	平成27年10月
事務担当部署	区民部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用			
入手元		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署（窓口課、生活福祉課、国保年金課） ☐ 行政機関・独立行政法人等（国税庁（税務署）） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人（他自治体） ☐ 民間事業者（公的年金等支払者、給与支払者） ☐ その他（ ）	
入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他（ ）	
入手の時期・頻度		住基法第7条に規定する事項：住民基本台帳更新の都度、随時入手	
入手に係る妥当性		住基法第7条に規定する事項については、本人情報確認等の事務効率化のため、団体内統合宛名システムを利用して入手する。	
本人への明示		個人住民税及び軽自動車税の滞納処分に必要な各種情報については、番号法第19条第14号に規定されている。	
使用目的		個人住民税及び軽自動車税の適正な滞納管理	
変更の妥当性			
使用の主体	使用部署	区民部税務課	
	使用者数	50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
使用方法		1 滞納管理に関する事務 個人住民税及び軽自動車税の滞納情報から、納税催告・滞納処分等の滞納整理を行う。	
情報の突合		滞納情報と住基法第7条に規定する事項を突合して、納税催告書及び差押・配当等の通知の発送に必要な情報を作成する。	
情報の統計分析		税の滞納整理に関する集計等は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。	
権利利益に影響を与え得る決定		滞納情報に基づき、財産調査等の結果に応じて滞納処分を行う。	
使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無	☐ 委託する ☐ 委託しない () 件	
委託事項1	滞納管理システムの運用管理	
委託内容	・滞納管理システムの運用・保守業務 ・法制度改正に伴う滞納管理システムの改修作業	
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲	個人住民税、軽自動車税の納税義務者	
その妥当性	システムの運用・保守及び法制度改正に伴うシステム改修等を行った場合、システム本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。	
委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上	
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
委託先名の確認方法	全項目評価書の公表による。	
委託先名	北日本コンピューターサービス 株式会社	
再委託	再委託の有無	☐ 再委託しない ☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	

別添 1

委託事項2		税務システムの運用管理	
委託内容		・税務システムの運用・保守業務 ・法制度改正に伴う税務システムの改修作業 ・納税催告書等各種帳票の印字及び封入・封緘	
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲	個人住民税、軽自動車税の納税義務者	
	その妥当性	システムの運用、保守及び法制度改正に伴うシステム改修等を行った場合、システム本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。	
委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
委託先名の確認方法		全項目評価書の公表による。	
委託先名		株式会社 ジーシーシー	
再委託	再委託の有無	[再委託しない]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法		
	再委託事項		

別添 1

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (4) 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1	都知事
法令上の根拠	番号法第19条第9号
提供先における用途	地方税法に基づく徴収に関する事務
提供する情報	納税情報・滞納整理関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税、軽自動車税の納税義務者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第14号 番号法施行令第26条、別表8号
提供先における用途	租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示、若しくは提出の求め又は協力の要請
提供する情報	納税情報・滞納整理関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税、軽自動車税の納税義務者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けたら都度

別添1

提供先3	都道府県知事	
法令上の根拠	番号法第19条第14号 番号法施行令第26条、別表8号	
提供先における用途	租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示、若しくは提出の求め又は協力の要請	
提供する情報	納税情報・滞納整理関係情報	
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税、軽自動車税の納税義務者	
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先4	税務署長	
法令上の根拠	番号法第19条第14号 番号法施行令第26条、別表8号	
提供先における用途	租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示、若しくは提出の求め又は協力の要請	
提供する情報	納税情報・滞納整理関係情報	
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税、軽自動車税の納税義務者	
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
時期・頻度	照会を受けたら都度	

6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所		・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳)に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要
保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [定められていない]
	その妥当性	財産調査、滞納処分などの滞納整理を行うため、過去の記録を保存する必要がある。
消去方法		帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。
7. 備考		

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
4 滞納整理情報ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[システム用ファイル] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	個人住民税、軽自動車税の納税義務者
その必要性	個人住民税、軽自動車税の適正な滞納処分を行うにあたり、特定個人情報が必要なため。
記録される項目	[100項目以上] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (滞納者の財産情報等)
その妥当性	○ 識別情報: 対象者を正確に特定するために記録 ○ 連絡先等情報: 納税催告書等の発送に際し送付先確認のため、本人への連絡等のために記録 ○ 業務関係情報: 個人住民税及び軽自動車税の滞納整理事務において、滞納者の実態を正確に把握するために記録
全ての記録項目	別添2を参照。
保有開始日	平成27年10月
事務担当部署	区民部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用			
入手元		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (課税原票管理システム)	
入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (課税原票管理システムの閲覧のみ。)	
入手の時期・頻度		課税原票管理システムにて課税状況や納付状況等の確認を行うに当たり、個人番号が当該システムの画面に表示されるが、閲覧のみである。	
入手に係る妥当性		課税原票管理システムにて課税状況や納付状況等の確認を行うに当たり、個人番号が当該システムの画面に表示されるが、閲覧のみである。	
本人への明示		個人住民税及び軽自動車税の滞納処分に必要な各種情報については、番号法第19条第14号に規定されている。	
使用目的		個人住民税及び軽自動車税の適正な滞納管理	
変更の妥当性			
使用の主体	使用部署	区民部税務課	
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
使用方法		1 滞納管理に関する事務 個人住民税及び軽自動車税の滞納情報から、納税催告・滞納処分等の滞納整理を行う。	
情報の突合		滞納情報と住基法第7条に規定する事項を突合するものの、個人番号は課税原票管理システムに表示されるものの閲覧のみである。	
情報の統計分析		税の滞納整理に関する集計等は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。	
権利利益に影響を与え得る決定		滞納情報に基づき、財産調査等の結果に応じて滞納処分を行う。	
使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[illegible]

[illegible]

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
法令上の根拠	
提供先における用途	
提供する情報	
提供する情報の対象となる 本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる 本人の範囲	
提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
時期・頻度	
提供先2	
法令上の根拠	
提供先における用途	
提供する情報	
提供する情報の対象となる 本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる 本人の範囲	
提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
時期・頻度	

別添2

提供先3	
法令上の根拠	
提供先における用途	
提供する情報	
提供する情報の対象となる本人の数	< 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []
提供する情報の対象となる本人の範囲	
提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	
提供先4	
法令上の根拠	
提供先における用途	
提供する情報	
提供する情報の対象となる本人の数	< 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []
提供する情報の対象となる本人の範囲	
提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所		課税原票管理システムの閲覧のみであるが、当該システムは以下のような保管場所にある。 ・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳)に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要
保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [定められていない]
	その妥当性	課税原票管理システムの閲覧のみであるため、滞納整理事務では特定個人情報を保管していない。
消去方法		上記のとおり、当該事務において特定個人情報を保管していないため、消去するものがない。
7. 備考		

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (7. リスク1 を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
4 滞納整理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	個人住民税及び軽自動車税の賦課情報・収納情報を各システムから取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	個人住民税及び軽自動車税の賦課情報・収納情報を各システムから取得する際は、滞納整理業務に必要な情報のみ取得するように制限しているため、必要な情報以外を入手することはない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人住民税及び軽自動車税の各システムから入手する賦課情報・収納情報は、専用線を経由した入手に限定することで安全を担保している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人住民税及び軽自動車税の各システムから入手する情報のため、入手元の各業務で本人確認を行っている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	入手元の各業務で個人番号の真正性確認を行っている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入手元の各業務で特定個人情報の正確性を確保している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する際は、専用線を経由することにより情報漏えい・紛失等を防止できる。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システム内に税情報を保持しないため、紐付けは行われない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	滞納管理システムから他システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報のみに制限する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	滞納管理システムにおいて、ID及びパスワードにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・滞納管理システム及び課税原票システムのIDの発効及び失効は、主管課で管理を行い、団体内統合宛名システムについては、業務主管課からの申請に基づき、情報システム担当が行い、一元管理する。 ・滞納管理システム及び課税原票システムのアクセス権限については主管課が管理を行い、団体内統合宛名システムについては、情報システム担当が個別に管理する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・滞納管理システム、課税原票システム及び団体内統合宛名システムにおいては、共有IDは発行せず、個人に対して発行している。 ・アクセス権限を失効した場合は、滞納管理システム及び課税原票システムについては主管課が、団体内統合宛名システムについては情報システム担当が速やかにアクセス権限を削除する。 ・操作者単位で権限を設定しており、必要な業務以外のアクセスができないように制御している。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報を直接保有していない滞納管理システムには、現状ログを管理する機能はないが、特定個人情報にアクセスする際は必ず団体内統合宛名システム又は課税原票システムにより行うため、これらのログ機能をもって特定個人情報の使用の記録とする。
その他の措置の内容	・端末操作を一定時間行わない場合は、スクリーンセーバーを表示させるとともに、滞納管理システムを自動的にログオフさせる。 ・画面の盗み見対策として、モニターに覗き見防止フィルタを貼付している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内に情報共有している。 ・非正規職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・バックアップファイルの取得は、入退室管理をしているサーバー室での作業に限定されている。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持った職員のみが特定の端末で行うことに限定している。 ・外部媒体へデータを出力する際は、記録簿への記載及びアクセスログの記録・管理を行っている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・委託仕様書に、墨田区個人情報保護条例に基づいた「個人情報保護に関する条項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施、報告させている。 ・委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はISMS認証の取得を要件としている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	・庁内にて、委託事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合は、委託事業者向けのIDを発行し、閲覧、更新等の処理を行える担当者を限定している。また、事前に担当者名簿を提出するよう義務付けている。 ・委託先での作業については、定期的に視察を行い、管理体制を確認している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	庁内及び委託先での作業については、特定個人情報ファイルを使用した業務について定期的に報告させている。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への特定個人情報の提供、再委託は原則認めていない。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託事業者へ特定個人情報を提供する際は、データを暗号化したうえで施錠可能なケースに電子媒体を格納し、搬送することを義務付けている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	委託事業者は、当該委託契約により行う業務の終了後、墨田区と協議のうえ個人情報が記録された媒体を直ちに区へ返却するか、又はデータの完全消去及び消去証明書の提出を義務付ける旨を契約書に明記している。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	機密保持契約として以下のことを定めている。 ・個人情報漏えいの防止及び秘密保持 ・再委託承諾のない再委託の禁止 ・個人情報の第三者への提供の禁止 ・個人情報の委託目的以外の使用の禁止 ・個人情報の適正な保管・廃棄・返還 ・個人情報の複写・複製の禁止 ・調査及び検査に応じる義務 ・事故発生の報告義務	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・納税催告書等各種帳票の封入・封緘にあたっては、封入漏れや封入誤がないように、委託事業者に件数・品質管理についての注意喚起を行ったうえ、封入物に破損等がないか職員による確認を行っている。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・他自治体への回答書等の送付では、情報提供した回答書等のデータを保管している。 ・特定個人情報の提供を行う際に、操作者・処理日等をシステム上で記録及び管理している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・他自治体への回答書等の送付の際には、複数職員による確認を行い、提供データを保管している。 ・提供を行ったものについて記録票を作成する。	
その他の措置の内容	・保有する特定個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報管理責任者を設置している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・他自治体への回答書等の送付は、地方税法第20条の11及び同法第48条第2項に基づき適切な方法で実施している。 ・情報照会・情報提供の記録が保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやり取りすることにより、不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・他自治体への回答書等の送付は、複数職員による確認を義務付けており、誤った情報を提供してしまうリスクを防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<滞納管理システムにおける措置> ・サーバー設置個所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン(ノート)については、盗難防止用ワイヤーを設置している。
技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<滞納管理システムにおける措置> ・滞納管理システムは、庁内のみで独立したネットワークに搭載されており外部接続はしていない。 ・ウィルス対策ソフトのパターンファイルの更新を定期的に行っている。
バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法で安全管理措置を講じている。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

別添3

リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	滞納者の情報は、滞納整理・処分結果に基づき、更新を行ったうえで住民等に催告を行い、住民等の側でも確認しているため古い情報のまま保管され続けることはない。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	地方税法に基づき保存年限を7年間とし、保存年限を経過した帳票等については、外部事業者による溶解処理を行い廃棄している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (7.リスク1 を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
4 滞納整理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	印刷ができないよう、課税原票管理システムの閲覧のみに限定されている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	閲覧のみのため、必要な情報以外を入手することはない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	課税原票管理システムの管理者がログを保存しており、入手できないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	閲覧のみのため、存在しない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	閲覧のみのため、存在しない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	閲覧のみのため、存在しない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	閲覧のみであり、メモを取らないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

別添4

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システム内に税情報を保持しないため、紐付けは行われない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	特定個人情報は課税原票管理システムの閲覧のみである。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	課税原票管理システムの管理者が管理している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	課税原票管理システムの管理者が管理している。	
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	課税原票管理システムの管理者が管理している。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	課税原票管理システムの管理者が管理している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e - ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・非正規職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	閲覧時にメモ等の記録を取らないよう、教育・指導している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
特定個人情報の消去ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分な	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

別添4

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	特定個人情報は所持しない。
技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	課税原票管理システムの閲覧のみに制限している。
バックアップ	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

別添4

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスクに対する措置の内容		保管していない。			
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている		2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク					
消去手順		[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
	手順の内容	保管していないため、存在しない。			
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている		2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1 個人住民税賦課情報ファイル

(1) 識別情報

個人番号、宛名番号

(2) 連絡先等情報

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名

(3) 業務関連情報

自治体コード、賦課年度、宛名番号、徴収区分、履歴No、課税番号・指定番号、生年月日、性別、受給者番号、非課税区分、徴収開始・終了期(月)、更正開始期(月)、異動区分、異動事由、異動処理日、併徴該当区分、営業所得、農業所得、その他事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、私募証券外貨建以外、私募証券外貨建、信託配当所得、給与収入、専従給与収入、給与所得、年金収入、雑所得、(総合課税)短期譲渡所得、(総合課税)長期譲渡所得、一時所得、一時所得特別控除額、(総合課税)退職所得、特定支出控除、総合分所得合計、変動当年所得、変動前年所得、変動前々年所得、臨時所得、(分離課税)退職所得、肉用牛免税所得、肉用牛免税対象外売却額、土地等の事業雑所得、短期譲渡所得(一般)、短期譲渡所得(軽減)、短期特別控除額、長期譲渡所得(一般)、長期譲渡所得(特定)、長期譲渡所得(軽減)、分離譲渡特定損失、繰越損失居住用財産、長期譲渡所得・特別控除額、株式譲渡所得、上場株式等譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引所得、山林所得、山林特別控除額、合計所得金額、繰越損失、純損失、繰越損失株式等譲渡、繰越株式等(配当分)、繰越損失先物取引、老年者、寡婦、寡婦特別、寡夫、勤労学生、控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、同一生計配偶者、同居老親等扶養親族数、老人扶養親族数、特定扶養親族数、一般扶養者数、

年少扶養控除、同居特別障害者数、扶養特別障害者数、扶養親族中の普通障害者数、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済掛金控除、所得税・寄附金控除、生命保険・個人年金支払額、生命保険・住民税控除額、地震保険支払額、地震保険・旧長期支払額、地震保険・住民税控除額、控除対象配偶者の控除額、配偶者所得、配偶者特別控除、特定扶養分控除額、同居老人扶養控除額、老人扶養控除額、一般扶養分控除額、同居特別障害者にかかる控除額、(扶養)特別障害者にかかる控除額、(扶養)普通障害者にかかる控除額、(本人)障害(特障)にかかる控除額、(本人)障害(普障)にかかる控除額、(本人)老年者にかかる控除額、(本人)寡婦にかかる控除額、(本人)寡婦特別にかかる控除額、(本人)寡夫にかかる控除額、(本人)勤労学生控除、基礎控除額、控除額合計、(税額控除)災害減免額、(税額控除)外国税額控除、政党寄附金控除、夫有区分、未成年、生活保護、租税条約、確定申告書区分、均等割区分、家屋敷区分、専従青白区分、専従配偶者、配偶者以外の事業専従者の人数、専従者控除額、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金控除可能額、調整控除額(区) 平成19年度改正対応、調整控除額(都) 平成19年度改正対応、税額控除 配当控除(区)、税額控除 配当控除(都)、住宅借入金控除(区)、住宅借入金控除(都)、寄附金税額控除(区)、寄附金税額控除(都)、税額控除 外国税額控除(区)、税額控除 外国税額控除(都)、税額調整(区)、税額調整(都)、税源移譲に伴う減額措置(区)、税源移譲に伴う減額措置(都)、配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(区)、配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(都)、配当割・株式所得割控除不足額、所得割額(区)、均等割額(区)、所得割額(都)、均等割額(都)、年税額、還付額、充当額、業務雑所得、ひとり親、ひとり親控除にかかる控除額、新生命支払額、旧生命支払額、介護医療支払額、新個人生命支払額、旧個人支払額、妻有区分、医療費支払額、スイッチOTC支払額、

特例寄附額、特例以外寄附額、都条例寄附額、区条例寄附額、所得割減免額(区)、所得割減免額(都)、均等割減免額(区)、均等割減免額(都)、居住開始年月日、障害種別、障害等級、所得金額調整控除

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1 個人住民税等賦課情報ファイル

(1) 識別情報

個人番号、宛名番号

(2) 連絡先等情報

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名

(3) 業務関連情報

自治体コード、賦課年度、宛名番号、徴収区分、履歴No、課税番号・指定番号、生年月日、性別、受給者番号、非課税区分、徴収開始・終了期(月)、更正開始期(月)、異動区分、異動事由、異動処理日、併徴該当区分、営業所得、農業所得、その他事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、私募証券外貨建以外、私募証券外貨建、信託配当所得、給与収入、専従給与収入、給与所得、年金収入、雑所得、(総合課税)短期譲渡所得、(総合課税)長期譲渡所得、一時所得、一時所得特別控除額、(総合課税)退職所得、特定支出控除、総合所得合計、変動当年所得、変動前年所得、変動前々年所得、臨時所得、(分離課税)退職所得、肉用牛免税所得、肉用牛免税対象外売却額、土地等の事業雑所得、短期譲渡所得(一般)、短期譲渡所得(軽減)、短期特別控除額、長期譲渡所得(一般)、長期譲渡所得(特定)、長期譲渡所得(軽減)、分離譲渡特定損失、繰越損失居住用財産、長期譲渡所得・特別控除額、株式譲渡所得、上場株式等譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引所得、山林所得、山林特別控除額、合計所得金額、繰越損失、純損失、繰越損失株式等譲渡、繰越株式等(配当分)、繰越損失先物取引、老年者、寡婦、寡婦特別、寡夫、勤労学生、控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、同一生計配偶者、同居老親等扶養親族数、老人扶養親族数、特定扶養親族数、一般扶養者数、

年少扶養控除、同居特別障害者数、扶養特別障害者数、扶養親族中の普通障害者数、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済掛金控除、所得税・寄附金控除、生命保険・個人年金支払額、生命保険・住民税控除額、地震保険支払額、地震保険・旧長期支払額、地震保険・住民税控除額、控除対象配偶者の控除額、配偶者所得、配偶者特別控除、特定扶養分控除額、同居老人扶養控除額、老人扶養控除額、一般扶養分控除額、同居特別障害者にかかる控除額、(扶養)特別障害者にかかる控除額、(扶養)普通障害者にかかる控除額、(本人)障害(特障)にかかる控除額、(本人)障害(普障)にかかる控除額、(本人)老年者にかかる控除額、(本人)寡婦にかかる控除額、(本人)寡婦特別にかかる控除額、(本人)寡夫にかかる控除額、(本人)勤労学生控除、基礎控除額、控除額合計、(税額控除)災害減免額、(税額控除)外国税額控除、政党寄附金控除、夫有区分、未成年、生活保護、租税条約、確定申告書区分、均等割区分、家屋敷区分、専従青白区分、専従配偶者、配偶者以外の事業専従者の人数、専従者控除額、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金控除可能額、調整控除額(区) 平成19年度改正対応、調整控除額(都) 平成19年度改正対応、税額控除 配当控除(区)、税額控除 配当控除(都)、住宅借入金控除(区)、住宅借入金控除(都)、寄附金税額控除(区)、寄附金税額控除(都)、税額控除 外国税額控除(区)、税額控除 外国税額控除(都)、税額調整(区)、税額調整(都)、税源移譲に伴う減額措置(区)、税源移譲に伴う減額措置(都)、配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(区)、配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(都)、配当割・株式所得割控除不足額、所得割額(区)、均等割額(区)、所得割額(都)、均等割額(都)、森林環境税額、年税額、還付額、充当額、業務雑所得、ひとり親、ひとり親控除にかかる控除額、新生命支払額、旧生命支払額、介護医療支払額、新個人生命支払額、旧個人支払額、妻有区分、医療費支払額、スイッチOTC支払額、

特例寄附額、特例以外寄附額、都条例寄附額、区条例寄附額、所得割減免額(区)、所得割減免額(都)、均等割減免額(区)、均等割減免額(都)、森林環境税減免額、居住開始年月日、障害種別、障害等級、所得金額調整控除